

過疎地域自立促進特別措置法失効後の地域振興対策  
～持続可能で自立した地域社会の実現～

令和2年(2020年)3月  
山口県過疎地域対策等研究会

# 目次

I 過疎地域の現状と課題	1
1 過疎対策の概要	1
(1) 過疎地域振興立法の背景	
(2) 法の趣旨	
(3) 指定要件	
(4) 主な支援措置	
(5) 過疎対策の実施	
2 過疎地域の現状	2
(1) 概況	
(2) 人口	
(3) 生活基盤の整備	
3 過疎地域の課題	9
(1) 加速する過疎地域の人口減少	
(2) 深刻化する担い手不足	
II 地域を取り巻く環境の変化	11
1 田園回帰の潮流	11
2 革新的技術の利活用への期待	12
3 地域運営の機運の高まり	13
III 今後の過疎対策に向けて	15
1 過疎地域の意義・役割	15
2 今後の地域対策の視点	16
3 地域指定のあり方	19
4 参考 研究会での意見や検討事項	26
IV 地域の取組	29
参考「山口県過疎地域対策等研究会」について	54

## I 過疎地域の現状と課題

### 1 過疎対策の概要

#### (1) 過疎地域振興立法の背景

昭和30年代以降の高度経済成長により、農山漁村を中心とする地方の人口は大都市をはじめとした都市地域に吸引され、農山漁村地域に急激な人口減少をもたらした。

こうした農山漁村地域での急激な人口減少に起因し、生活水準や生活機能の維持が困難になっている地域に対する緊急対策として、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」(以下「緊急措置法」という。)が、昭和45年度から10年間の時限立法として成立。以降、人口減少や高齢化に起因する地域社会機能の低下、時代の潮流・社会的背景、対策の成果等を踏まえ「過疎地域振興特別措置法」(以下「振興法」という。)、  
「過疎地域活性化特別措置法」(以下「活性化法」という。)へと対策が引き継がれ、これまで、4次にわたり議員立法として過疎対策に関する法律が制定されている。現行制度は、平成12年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」(以下「自立促進法」という。)が根拠法となっている。

#### (2) 法の趣旨

人口の著しい減少に起因し、地域社会の活力低下、生活機能や生活環境の整備が十分でない地域に対し、生活環境基盤の整備等、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を図ることとされ、平成12年度の自立促進法から「美しく風格ある国土の形成」の視点を加えられた。

#### (3) 指定要件

指定要件として、昭和35年国勢調査人口を基準とした人口減少率をもとに、財政力に余裕のある団体は含めないことが適当であるとされ、財政力指数を加味して市町村単位で指定されてきた。また、市町村の廃置分合等があった場合、合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす等の特例が設けられている。

#### (4) 主な支援措置

昭和45年の緊急措置法において、生活環境や産業基盤等の整備を図るため、必要な財政、行政、金融、税制上の措置が講じられており、以降、現行法におけるまで拡充等が図られながら特別措置が引き継がれている。過疎対策法に基づく措置として、主なものは、交付税措置を伴う過疎対策事業債による支援、国庫補助金の補助率のかさ上げ、税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置等が講じられている。

#### (5) 過疎対策の実施

自立促進法に基づき、県は方針及び計画を策定し、指定市町において、地域の実情に応じた計画を策定し、これに基づく計画的な事業が実施されている。

#### ◇市町村事業実績

(単位：億円)

区分	緊急措置法	振興法	活性化法	自立促進法
山口県	864	1,980	3,970	5,402
全国	43,739	94,070	190,492	247,199

※自立促進法の実績は平成29年度まで。



(2) 人口

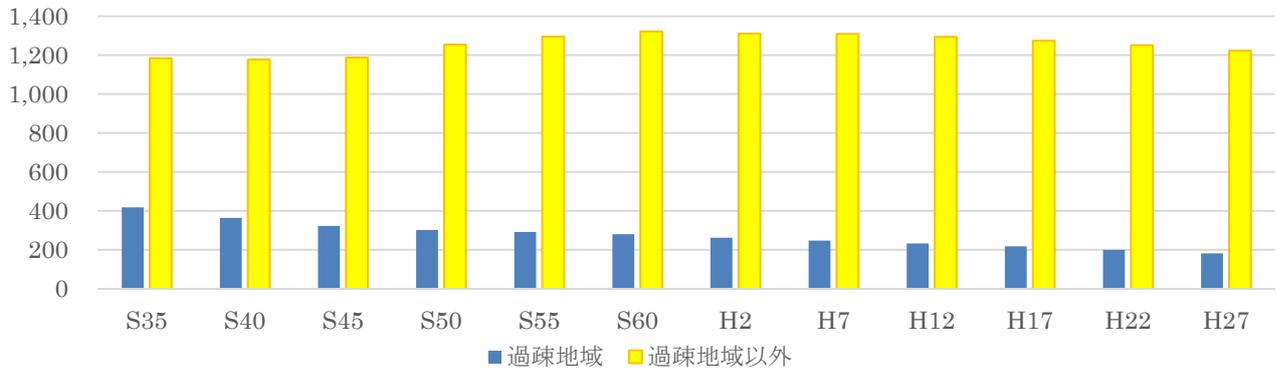
①人口の推移（国勢調査）

- 過疎地域の人口は、減少基調で推移しており、県総人口に占める割合も低下。
  - ・県総人口に占める過疎地域人口の割合（S35→H27）26.1%→12.9%
- 昭和35年との比較では、過疎地域以外の人口が微増であるのに対し、過疎地域の人口は大きく減少。
  - ・人口（対S35年）△24万人（△56.6%）過疎地域以外 +4万人（+3.3%）
- 過疎地域における5年ごとの人口減少率は、近年拡大している。
- 過疎地域における若年者数（15～29歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少率が高くなっている。
  - ・若年者数増減率（S60→H27）△57.8%（過疎地域以外△31.7%）
  - ・生産年齢人口増減率（S60→H27）△50.0%（過疎地域以外△21.5%）
- 過疎地域以外と比べ、高齢者比率が著しく増加している。
  - ・高齢者比率（S60→H27）19.1%→42.8%（過疎地域以外12.0%→30.3%）

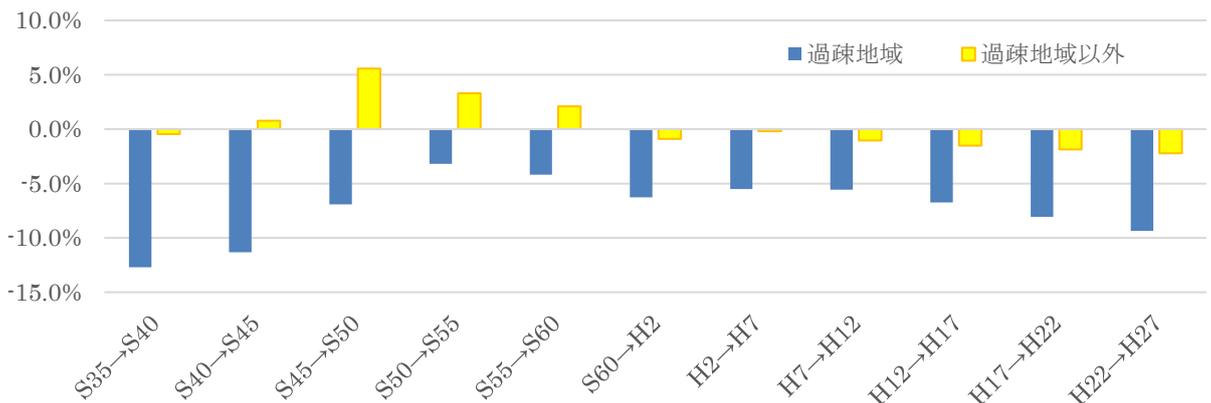
◇人口及び増減率の推移

人口(千人)	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	419	365	324	302	292	280	262	248	234	218	201	182
過疎地域以外	1,184	1,178	1,188	1,254	1,295	1,322	1,310	1,308	1,294	1,274	1,251	1,223
増減率(%)	—	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22
過疎地域	—	△12.7	△11.3	△6.9	△3.2	△4.2	△6.3	△5.5	△5.6	△6.7	△8.1	△9.4
過疎地域以外	—	△0.5	0.8	5.6	3.3	2.1	△0.9	△0.2	△1.1	△1.5	△1.9	△2.2

◇人口の推移（千人）



◇増減率（%）



◇若年者数（千人）・若年者比率（％）

		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
実数	過疎地域	38	34	32	30	25	19	16
	過疎地域以外	240	248	252	238	201	177	164
比率	過疎地域	13.7	13.0	13.1	12.9	11.4	9.7	8.9
	過疎地域以外	18.1	18.9	19.3	18.4	15.8	14.1	13.4

◇高齢者数（千人）・高齢者比率（％）

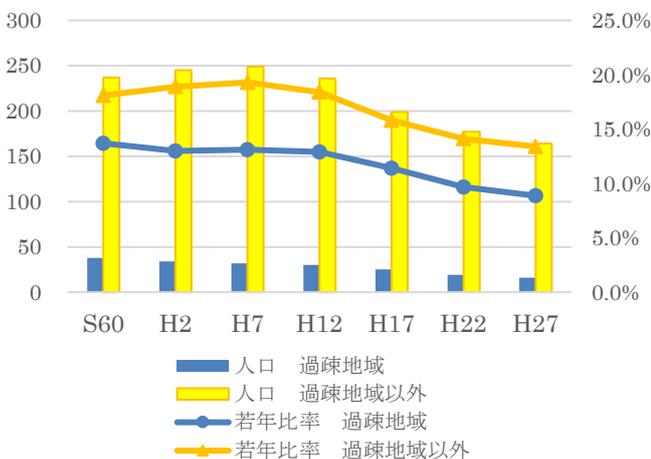
		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
実数	過疎地域	54	60	68	74	76	76	78
	過疎地域以外	159	190	228	266	299	329	370
比率	過疎地域	19.1	22.9	27.5	31.6	34.9	38.0	42.8
	過疎地域以外	12.0	14.5	17.4	20.5	23.4	26.3	30.3

◇生産年齢人口（千人）・生産年齢人口比率（％）

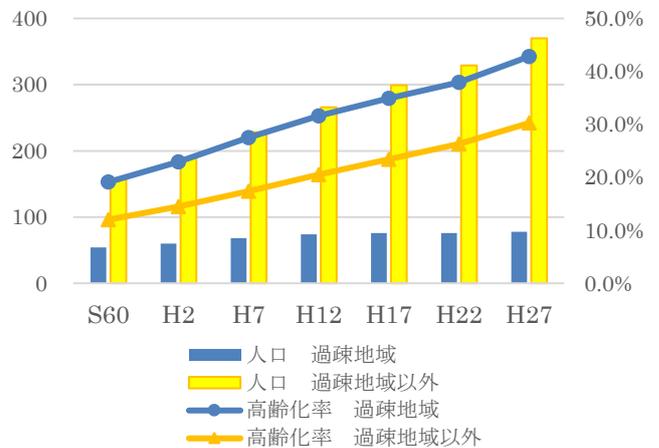
		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
実数	過疎地域	175	161	146	132	119	105	88
	過疎地域以外	880	882	873	842	802	753	691
比率	過疎地域	62.7	61.3	58.9	56.4	54.3	52.2	48.2
	過疎地域以外	66.6	67.3	66.7	65.1	62.9	60.2	56.5

資料) 市町からの報告を基に県作成。

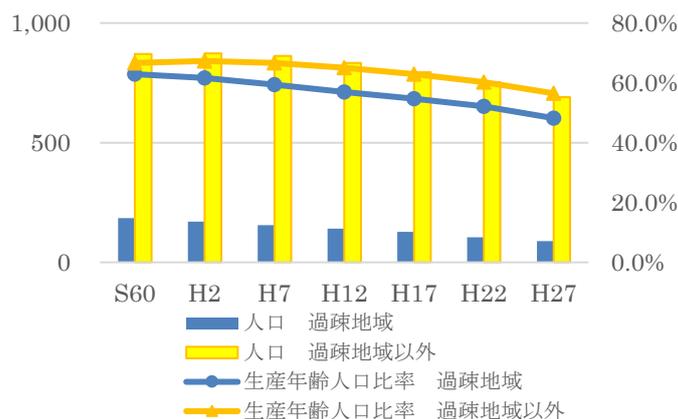
◇若年者数（千人）・若年者比率（％）



◇高齢者数（千人）・高齢者比率（％）



◇生産年齢人口（千人）・生産年齢人口比率（％）



## ②産業別人口の推移

○産業人口は、すべての産業で減少、特に基幹産業である1次産業割合の低下が顕著

- ・ 1次産業人口 (S60→H27) 45千人→14千人 (△31千人 : △69%)  
構成比 30.1%→16.0% (△14.1)
- ・ 2次産業人口 (S60→H27) 37千人→18千人 (△19千人 : △50.4%)  
構成比 25.1%→21.3% (△3.8)
- ・ 3次産業人口 (S60→H27) 66千人→54千人 (△12千人 : △18.5%)  
構成比 44.8%→62.7% (+17.9)

## ◇第1次産業人口(千人)・比率(%)

		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
実数	過疎地域	45	35	31	24	21	16	14
	過疎地域以外	54	43	38	30	28	20	17
比率	過疎地域	30.1	25.5	23.1	19.9	19.3	17.4	16.0
	過疎地域以外	8.9	6.9	5.9	4.8	4.6	3.4	3.1

## ◇第2次産業人口(千人)・比率(%)

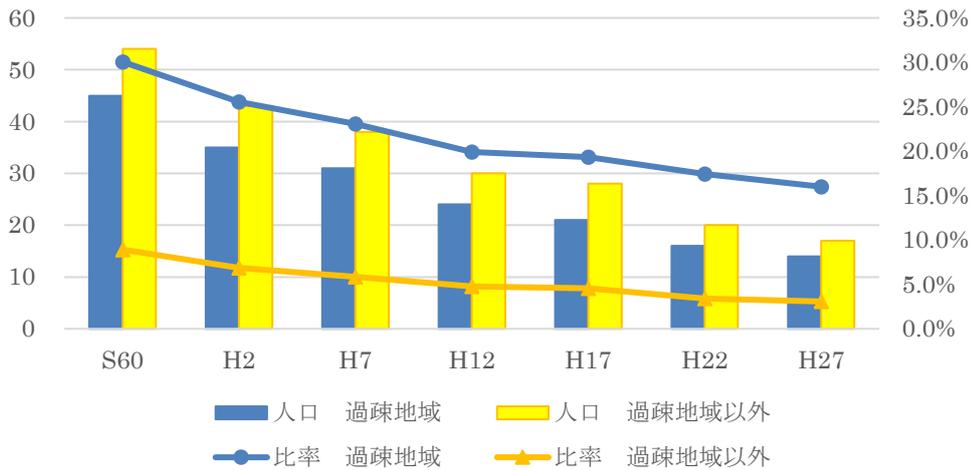
		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
実数	過疎地域	37	37	36	31	25	21	18
	過疎地域以外	194	201	208	191	167	154	147
比率	過疎地域	25.1	27.1	27.0	26.0	23.1	22.1	21.3
	過疎地域以外	31.3	32.0	31.9	30.5	27.6	26.9	26.3

## ◇第3次産業人口(千人)・比率(%)

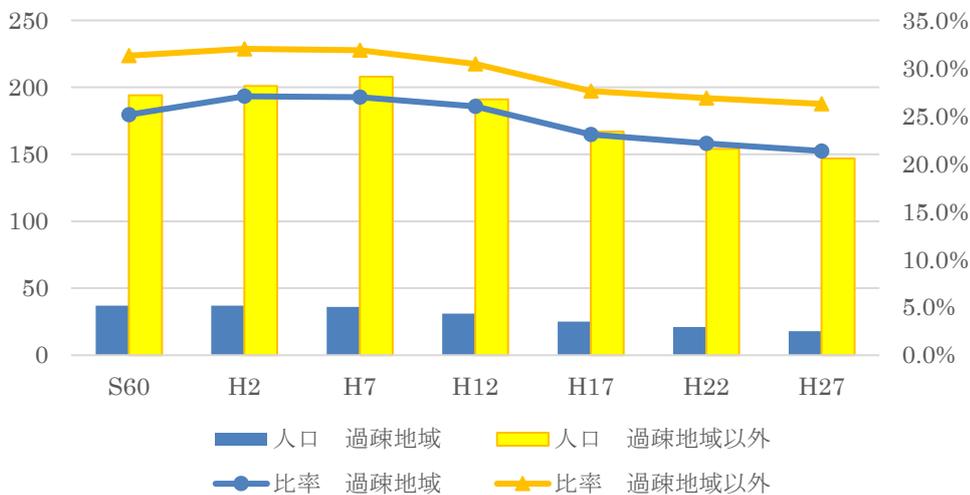
		S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
実数	過疎地域	66	66	67	65	63	57	54
	過疎地域以外	370	383	404	402	404	384	382
比率	過疎地域	44.8	47.4	50.0	54.1	57.6	60.4	62.7
	過疎地域以外	59.8	61.0	62.0	64.2	66.7	67.3	68.4

資料) 市町からの報告を基に県作成。

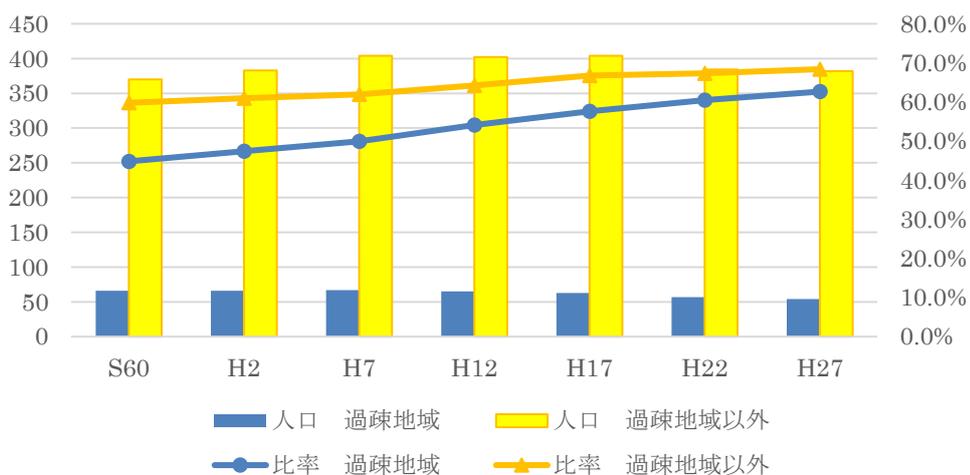
◇第1次産業人口（千人）・比率（％）



◇第2次産業人口（千人）・比率（％）



◇第3次産業人口（千人）・比率（％）



## (3) 生活基盤の整備

○市町村計画に基づく事業の実施により整備率は向上しているものの、過疎地域以外との格差は依然として現存

- ・道路改良率 (S60→H27) 33.2%→54.8% (過疎地域以外 62.2%)
- ・道路舗装率 (S60→H27) 79.0%→89.8% (過疎地域以外 94.1%)
- ・上水道普及率 (H 2→H27) 83.0%→86.6% (過疎地域以外 94.4%)
- ・下水道普及率 (H 2→H27) 14.9%→79.3% (過疎地域以外 86.5%)

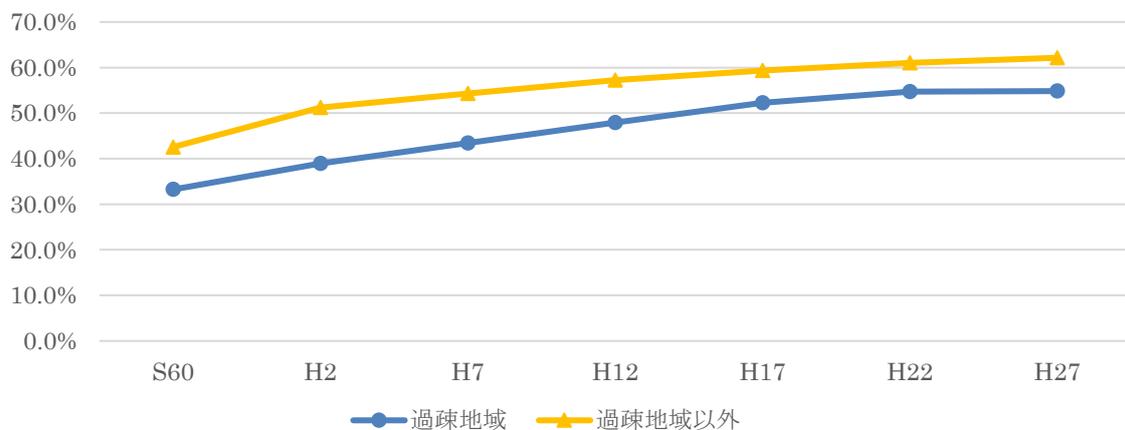
## ◇道路改良率 (%)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	33.2	39.0	43.5	47.9	52.3	54.7	54.8
過疎地域以外	42.6	51.2	54.3	57.2	59.4	61.0	62.2

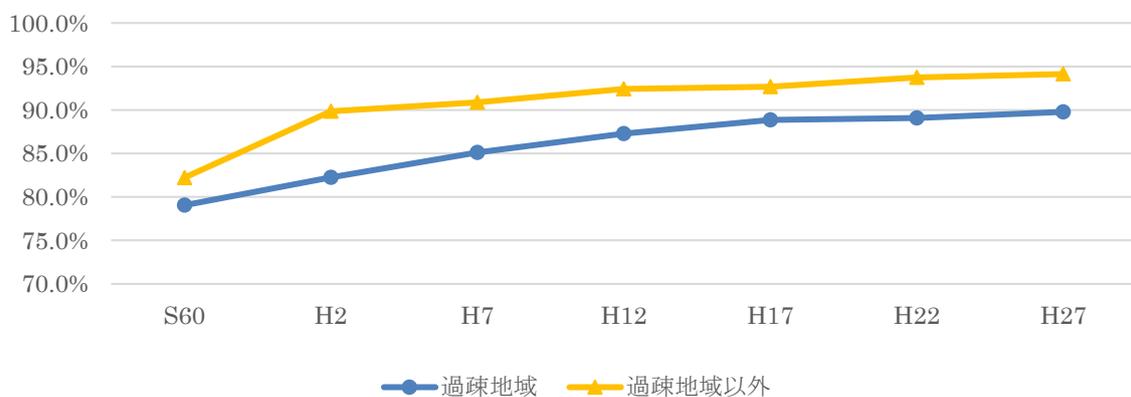
## ◇道路舗装率 (%)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	79.0	82.3	85.1	87.3	88.8	89.1	89.8
過疎地域以外	82.2	89.9	90.9	92.4	92.7	93.7	94.1

## ◇道路改良率 (%)



## ◇道路舗装率 (%)



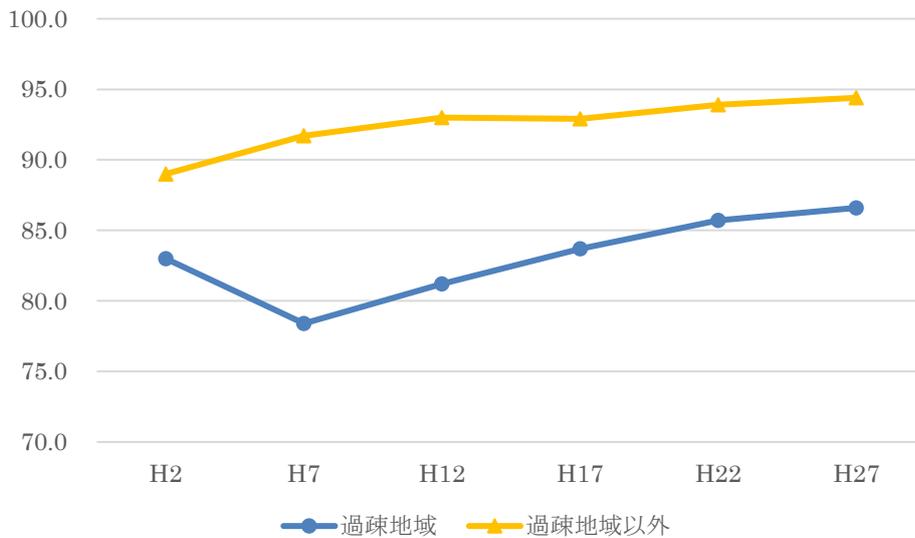
## ◇上水道普及率 (%)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	83.0	78.4	81.2	83.7	85.7	86.6
過疎地域以外	89.0	91.7	93.0	92.9	93.9	94.4

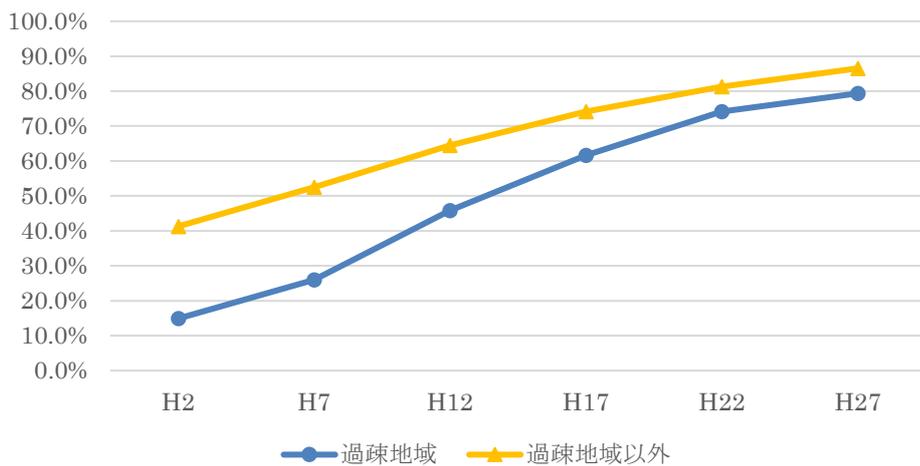
## ◇下水道普及率 (%)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
過疎地域	14.9	26.0	45.8	61.6	74.1	79.3
過疎地域以外	41.3	52.5	64.5	74.1	81.3	86.5

## ◇上水道普及率 (%)



## ◇下水道普及率 (%)



### 3 過疎地域の課題

#### (1) 加速する過疎地域の人口減少

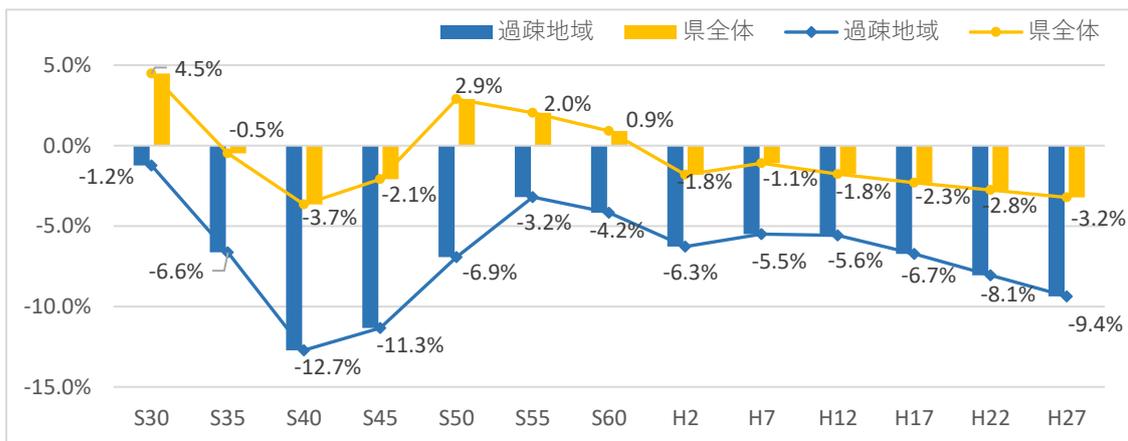
我が国は、平成20年をピークに人口減少局面に入っており、本県でも、県の総人口は、昭和60年の160万人から一貫して減少が続いている。県全体の高齢化率も30%を超えるなど、全国より早いペースで人口減少・高齢化が進行している。

特に、過疎地域では、その傾向が顕著となっており、昭和35年と平成27年の状況を比較すると、県全体の人口は12.3%の減少となっているのに対し、過疎地域では減少幅が大きく、56.6%の減少となっている。

また、5年ごとの人口増減率は、過疎地域の人口減少が拡大している傾向にあり、直近5年の比較では9.4%の減少となっている。これは、昭和45年の緊急措置法における地域指定の人口要件である人口減少率10%以上（昭和35年と昭和40年の比較）に近い数字であり、緊急措置法が、高度経済成長期の農山漁村地域等の急激な人口減少への対策として制定されたことを鑑みると、現状の過疎地域における人口減少は深刻な状況であるといえる。

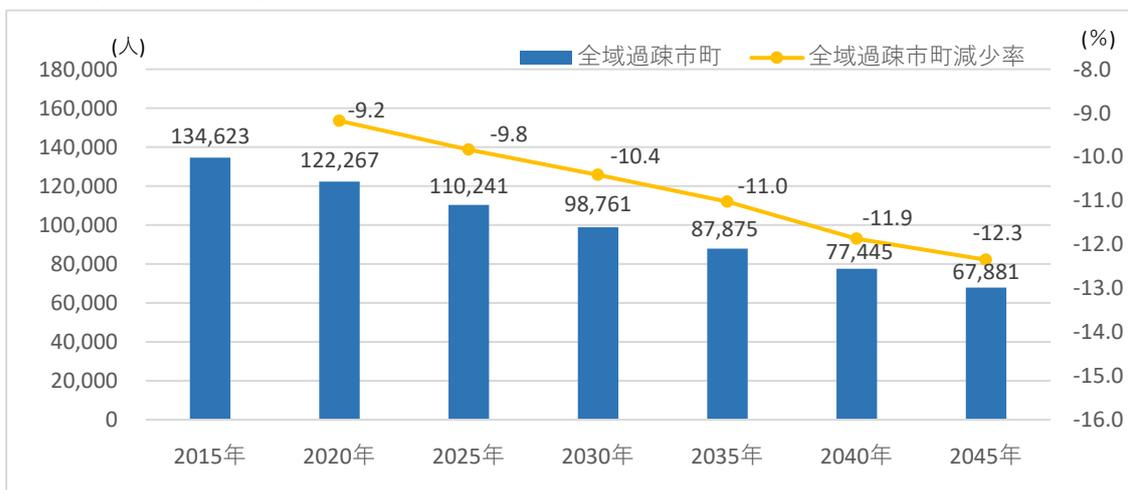
さらに、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口においても、過疎地域の人口減少が拡大することが予測されている。

#### ◇5年人口増減率の推移



資料) 国勢調査

#### ◇将来推計人口の推移



資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計 (平成30年3月)

(2) 深刻化する担い手不足

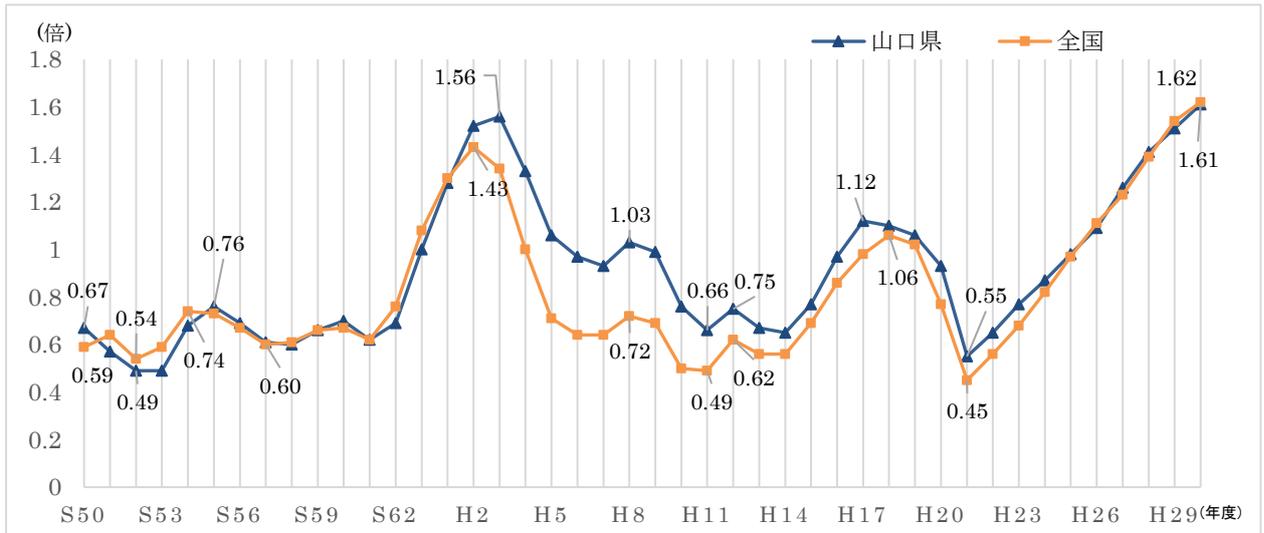
過疎地域においては人口減少に相まって、高齢化率の上昇、若年者比率の低下により、生産年齢人口が減少しており、産業などのあらゆる分野での担い手不足が大きな課題となっている。

当研究会における過疎市町からは、有効求人倍率が高い水準となっており、担い手不足の傾向となっていることや、若年層の流出等により地域によっては担い手不足が危機的な状況となっていることなどが報告された。

有効求人倍率は、近年、上昇を続けており、バブル景気の水準を超える状況となっている。近年の有効求人倍率の上昇の要因の一つとして、有効求職者数の減少があげられ、担い手不足が顕著となっている。

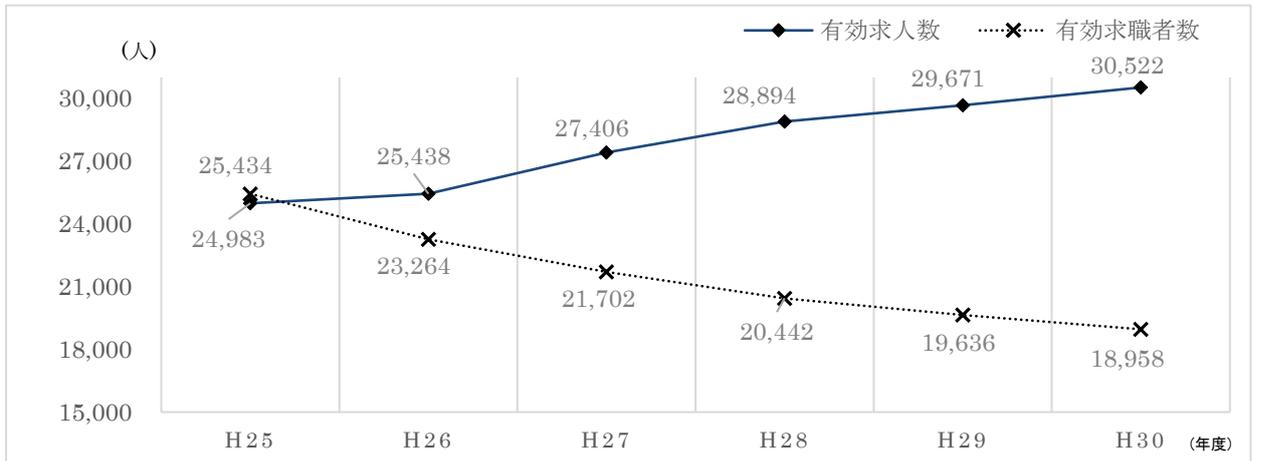
過疎市町においては担い手不足に対する直接的な施策として、移住・定住対策を重点的に進めている。また、担い手不足により、地域コミュニティや集落の維持、生活交通や買い物弱者のための移動販売等の取組など、生活関連サービスの維持・確保等が課題となっており、住み慣れた地域にいつまでも暮らし続けられるよう、人口の安定化を図り、持続可能な地域社会を目指した取組が進められている。

◇有効求人倍率の推移



資料) 厚生労働省山口労働局 資料

◇有効求人数・有効求職者数



資料) 厚生労働省山口労働局 資料

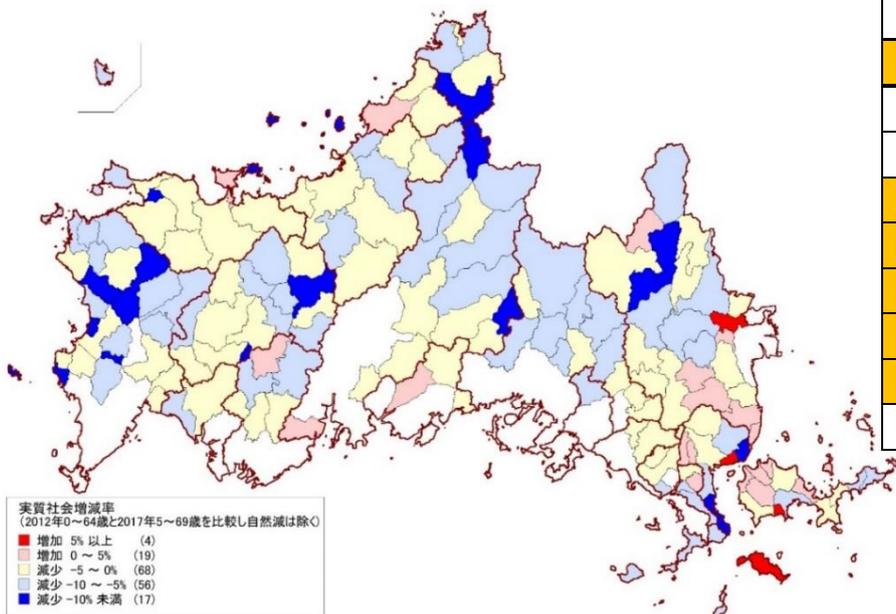
## II 地域を取り巻く環境の変化

### 1 田園回帰の潮流

人口減少に歯止めをかけ、人口安定化を図る上では、移住・定住の促進や、雇用の受け皿としての仕事の場づくりを推進するとともに、地域外の住民との交流や連携、「関係人口」の拡大など、地域への新たな人の流れの創出が重要である。

近年、若い世代を中心に都市部から農山漁村地域等へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっており、本県の山間部過疎地域や離島において社会増を実現している地域があり注目される。

#### ◇中山間地域での社会増減率(平成22年から平成27年)



#### ◇上位10地域

市町	地域	増減率	備考
柳井市	平郡島	30.2%	離島
周防大島町	沖浦村	7.4%	過疎
岩国市	藤河村	6.0%	
柳井市	鳴門村	5.2%	
周防大島町	日良居村	3.7%	過疎
阿武町	奈古町	3.5%	過疎
周防大島町	小松町	3.2%	過疎
岩国市	深須村	3.1%	過疎
周防大島町	屋代村	2.4%	過疎
防府市	右田村	2.1%	

資料) 県調査資料

こうした「田園回帰」の潮流の高まりを捉えて、本県では、平成27年9月に県内各界の関係団体の参加を得て、「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議を設立し、この県民会議を中心として、「やまぐち暮らし」の魅力発信の強化や、移住者の受入に際しての支援策の拡充などに取り組んでおり、本県への移住相談件数は大幅に増加している。各市町においても、人口減少や担い手不足への対策として、移住・定住施策に積極的に取り組んでいる。

#### ◇本県への移住相談件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	1,828	2,198	2,235	2,402	3,500	4,758	5,559	6,762	8,772

資料) 県調査資料

#### ◇移住・定住施策の事例(阿武町) ※実質社会増加率(2013.3~2018.1)山口県内過疎市町第1位

- ・移住、定住の促進には「すまい」と「しごと」両面での支援が必要であり、定住住宅の整備等に加え、第1次産業を中心とした「しごと創出」を積極的に推進。
- ・町の施策を土台に、定置網事業者が移住者の就業先となり、継続的な定住受入れが実現している。

## 2 革新的技術の利活用への期待

人口減少・高齢化の進行により、地域における生活関連サービス等の維持が大きな課題となる中、移住・定住等の促進による担い手を確保することが重要であるが、こうした取組と併せて、少ない担い手でも生活関連サービスを維持できる仕組みの構築が求められている。

こうした中、近年、I o T・I C Tや5 Gなどの革新的技術を活用した超スマート社会「Society5.0」の実現に向けて、国を挙げた取組が始まっており、過疎地域をはじめとする条件不利地域において、こうした革新的技術の利活用への期待が高まっている。

当研究会においても、生活交通における自動運転化や遠隔医療における革新的技術の利活用など、行政においても人員が限られる中、A Iを活用した業務省力化等への期待の意見が出された。

一方、こうした革新的技術の地域への実装について具体的に検討しているとの意見はなく、実用化に至るには多くの障壁があると考えられ、当研究会においても次のような意見が出された。

### ◇検討会における意見

- ・携帯電話不感地域やブロードバンド環境が整っていない地域があるなど、基盤が整っていない。整備された区域においても更新費用の予算確保が課題。
- ・光回線が未整備。ケーブルテレビ網等は整備しているが、人口が少ないため費用対効果が薄く、情報インフラ整備の予算確保が課題。
- ・情報インフラ整備が課題。I C T技術に関する事業者や専門家が不足している。
- ・光回線エリアから外れており、移住促進やサテライトオフィス誘致の面でもデメリットである。4 Gから5 Gへのスムーズな移行など情報インフラ整備に課題。

情報インフラ整備や更新に係る予算確保の課題、I C T技術者の不足等の意見が出され、新たな財政需要に対する財源の必要性が浮き彫りとなった。例えば、本県市町において自治体クラウドの導入にあたり、複数の市町が連携し基幹系業務システムを開発、運用することによる経費削減効果が上がっており、革新的技術の利活用においても、こうしたスケールメリットによる経費削減効果が期待できれば、地方への早期導入が図られるのではないかと考えられる。

また、革新的技術について、当研究会における過疎市町からは、技術をどのように活用すれば良いのかわからないという意見が聞かれ、一方、技術を有する民間側からは、技術をどういった課題に活かせるのか明確でないという意見が聞かれることから、行政と民間とのマッチングが必要である。

革新的技術の地方への早期導入にあたっては、新たな財政需要に対する地方自治体の財源不足の問題、また、スケールメリットを活かしたシステム開発、革新的技術と技術者が不足する地方の行政課題とをいかにマッチングさせるかといった課題があり、こうした課題の克服に向けた、国の主導による施策の強力な推進が必要であると考えられる。

## 3 地域運営の機運の高まり

過疎地域を含む中山間地域では、人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落機能を維持するのが困難な地域も生じつつあることから、広域的な範囲での支え合い、住民が主体となって地域の課題を解決していく「住民主体の地域づくり」が重要となっている。

本県においては、集落の枠を超えた広い範囲で日常生活に必要な機能・サービスを拠点化しネットワークで結ぶことにより、集落機能や日常生活を支える生活圏を形成していく「やまぐち元気生活圏」の取組を促進しており、中山間地域を有する全ての市町で、元気生活圏づくりの取組が始まっている。

こうした中、地域によっては、生活交通や買い物支援等、主体的な取組が始まるなど、地域の課題を地域自らが解決するという機運が高まりつつあり、こうした地域の取組を持続可能なものとすることで、過疎地域における生活関連サービス等が維持され、いつまでも暮らし続けられる地域社会の創出につながることを期待される。

## ◇地域の取組事例

山口市阿東地福	長門市俵山
	
<p>地域内唯一のスーパーの撤退を契機に、地域住民の主体的な取組により、ミニスーパー機能を備えた地域交流拠点「ほほえみの郷トイトイ」の運営が地域とNPOとの連携により行われている。</p> <p>また、地元農産物を使った惣菜、加工品の製造や、スーパーまで移動できない高齢者のために、高齢者の見守りを兼ねた移動販売車の運行を行っている。</p>	<p>過疎化の進行により公共交通機関の利用者数が年々減少する中、利用者が少なくとも、日常生活に不可欠な公共交通を維持することが必要であることから、市と地域のNPO法人等とが連携して、公共交通空白地有償運送を実施している。</p> <p>公共交通空白地有償運送の導入地域では、高齢者をはじめとした地域住民のための「生活の足」として定着している。</p>

本県では、こうした地域の取組を自立・持続可能なものとするため、地域自らが利益を創出し、それを基に生活サービス等を行う仕組みの構築が必要であることから、「地域経営力向上プロジェクト推進事業」により、地域づくりに経営の視点を導入し、地域自らが収益事業と生活サービスを複合的に行うことにより、地域に好循環を生み出す「地域経営会社」の設立を、全国に先駆けて支援している。

〔参考〕

## 地域経営力向上プロジェクト推進事業（令和元年度 新規事業）

## 1 趣旨

元気生活圏づくりが進む中、地域運営に経営の視点を取り入れ、地域自らが地域資源を活用した収益事業を行うとともに、地域の課題解決につながる生活サービス事業等を展開することにより、地域に好循環を生み出す仕組みを構築し、自立・持続可能な中山間地域を創造する。

## 2 事業概要

地域経営を担う組織（地域経営会社）の立ち上げを支援する体制整備等。

○地域経営力向上のためのサポート体制の整備	
内 容	・専門家による地域課題解決に向けた相談対応、指導・助言、調査・分析等
○地域経営に係る普及啓発及び中核的人材の育成・確保	
内 容	・地域経営力向上セミナーの開催

## 3 取組の概要

## (1) 地域経営力向上のためのサポート体制の整備

地域づくりの専門家、経営の専門家等によるサポート体制を確立し、支援地域に対し、地域経営に向けた計画策定、調査・分析等、地域に寄り添った伴走型支援を実施。

◇支援地域（市町からの推薦に基づく）

- ・長門市俵山
- ・美祢市赤郷

## (2) 地域経営に係る普及啓発及び中核的人材の育成・確保

- ・地域経営力向上セミナーの開催（より実践的な内容の連続講座として実施）

※セミナーの概要

講師 （一社）持続可能な地域社会総合研究所 所長 藤山浩

種別	日程	主な内容
基礎編	9月18日(水)	・講演：「地域で会社をつくる時代」 ・事例紹介：高知県梶原町 株式会社四万川
現場視察	10月18日(金)	・県内視察：ほほえみの郷トイトイ ※移動販売等、生活サービス事業の事例
現場視察	11月19日(火)	・県外視察：合同会社出羽、LLPてごおする会 (島根県邑南町) ※地域経営の事例
立ち上げ編	12月5日(木)	・事例紹介：岡山県津山市 あば村運営協議会 ・ワークショップ「会社づくりの最初の一步」
発展・持続編	1月16日(木)	・事例紹介：経営指導（経営コンサルタント） ・ワークショップ「成功の法則・失敗の法則」

### Ⅲ 今後の過疎対策に向けて

#### 1 過疎地域の意義・役割

これまでの過疎地域対策は、昭和45年の緊急措置法以来、一貫して、人口減少に起因する地域格差の是正に主眼が置かれ対策が図られてきた。平成12年の現行法制定時に、目的規定において、「美しく風格ある国土の形成に寄与する」ことが加えられているが、これは、全国的な視野に立って過疎地域の新しい価値・意義を認めるという立場に立脚したものである。

現行法制定から20年近くが経過した今日、これまでの社会状況の変化を踏まえて過疎対策を検討する必要があるが、とりわけ、現行法制定当時と異なり、都市部を含めた日本全体が人口減少を迎える中、過疎地域が担う役割や意義について再考する必要があることから、当研究会においてもテーマの一つとして検討を行った。

#### ◇検討会における意見

- ①国民の食糧供給、バイオマスや太陽光などのエネルギー供給、景観の形成や水源の涵養、森林によるCO<sub>2</sub>削減効果などの環境保全といった多面的機能を有する国土保全のために欠くことのできない重要な地域。
- ②自然や伝統文化などの都市部にない価値を有する多様なライフスタイルの実現の場。
- ③国全体の課題となる人口減少・高齢化の先進地域として「持続可能な地域社会」の構築モデルを提示する役割。

①については、従来から過疎地域を含む中山間地域における多面的機能として論じられているところであり、こうした多面的機能は国民全体の財産として、引き続き、国全体で支えていく必要がある。

②については、過疎地域を含む豊かな自然や日本古来の伝統文化など、都市住民の癒しの場として、また、「田園回帰」の受け皿として重要な地域である。都市では体感することのない美しい自然環境は、移住や定住だけではなく、過疎地域と都市との多様な関わりの構築に資するものであり、我が国全体の共生のために欠くことのできない役割を有している。

③については、今後、都市部においても人口減少・高齢化の波が押し寄せ、過疎地域での少ない担い手で生活関連サービス等の暮らしを支えあう取組が、将来的には日本全体の課題の解決につながるものと考えられる。

また、過疎地域では、岡山県真庭市の取組に代表される、バイオマスなどの再生可能エネルギーによるエネルギー自給など、循環型社会の構築を目指す取組が行われており、「持続可能な地域社会」構築の先進地としての役割も期待される。

## 2 今後の地域対策の視点

### 〔現状及び課題認識〕

これまでの対策によって、道路や水道といった基礎的な生活環境基盤等の整備については、過疎地域とそれ以外の地域との格差は縮小してきており、一定の成果が得られたものと評価できるが、人口減少には歯止めがかかっておらず、むしろ近年は、人口減少が拡大する傾向にあり、担い手不足の解消が喫緊の課題となっている。

深刻化する担い手不足への危機感や田園回帰の潮流の高まりを追い風として、市町においては、移住・定住施策に重点的に取り組んでいる。

また、担い手不足に起因し、地域コミュニティや集落の維持、生活交通や買い物弱者のための移動販売など、地域の暮らしを支える生活関連サービスの維持・確保等が課題となっており、地域でいつまでも暮らし続けられるよう、こうした生活関連サービスの実施等の地域課題解決に向けた地域自らの取組が期待されている。

### 〔今後の地域対策の視点〕

人口減少率は今後も拡大していくことが想定され、担い手不足に対しては、移住・定住の促進等により人口安定化を図るとともに、地域でいつまでも暮らし続けられるような対策の強化が不可欠であるが、これまでの過疎対策法においては、他の地域振興法において掲げる、移住や定住の促進を目的として掲げていない。

また、地域の暮らしを支える生活関連サービスの維持・確保をする上で、地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民が主体となって地域運営組織を形成し、地域自らが地域課題の解決に向けて取り組むことが重要である。

さらに、革新的技術を活用して、少ない担い手で生活関連サービスを維持することが期待され、こうした技術の活用に向けた情報インフラ等の基盤整備が求められる。

こうしたことから、過疎対策法を含む地域振興法は、人口安定化に向けて、移住・定住を促進し、持続可能で自立した地域の実現に向けた取組に資するものとなるよう再構築を図る必要があり、自立促進法失効後の地域対策には次の視点が求められる。

**「いつまでも暮らし続けられる持続可能で自立した地域社会の実現」を基本理念とする地域振興法制に再構築を図り、条件不利地域の地域振興を強力に推進**

この基本的な視点の下、持続可能で自立した地域社会の実現に向けた取組への支援の強化を図るため、次の対策が必要と考える

- 提言 1：集落の拠点施設等の基盤整備は引き続き必要であり、さらに、移住、定住対策や生活関連サービスの確保等、ソフト対策の拡充を図り、地域支援を強力に推進
- 提言 2：特に、地域（地域運営組織）が行う、持続可能な地域社会の構築を目指す取組に対してインセンティブを付与
- 提言 3：革新的技術の利活用にあ資する基盤整備については、国の主導により、過疎地域等の条件不利地域への早期導入を強力に推進
- 提言 4：過疎地域等の条件不利地域の維持活性化に向けて、民間投資の促進を図るための税制特例の拡充

**提言1: 集落の拠点施設等の基盤整備は引き続き必要であり、さらに、移住、定住対策や生活関連サービスの確保等、ソフト対策の拡充を図り、地域支援を強力に推進**

- 集落の拠点施設（「小さな拠点」における拠点施設等）等の整備や既存施設の老朽化対策等、基盤整備に対する財政的支援は、引き続き必要。
- 持続可能で自立した地域の実現を図るために、人口安定化に向けた移住、定住対策を積極的に進める地域に対しては、強力な財政支援が必要。
- 人口減少、高齢化等に起因する担い手不足により、生活交通や買い物支援等の生活関連サービスの確保が大きな課題となっており、こうした施策の充実を図るため、これまで以上にソフト対策の拡充が必要。

**提言2: 特に、地域(地域運営組織)が行う、持続可能な地域社会の構築を目指す取組に対してインセンティブを付与**

- 過疎地域を含む中山間地域では、人口減少や高齢化が著しく、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるようにするため、住民主体による持続的な取組体制を確立（地域運営組織の形成）することが極めて重要であることから、こうした組織の設立から運営に至るまで、地域に寄り添った、きめ細やかな支援が必要。
- 地域運営組織の取組を持続可能で自立したものとするためには、社会的利益の追求を目的としながら、収益事業の実施による経済的利益の追求を行うことにより、獲得した利益を地域社会に還元していくことが不可欠であると考えられる。収益事業の効果的な実施に当たっては、経営の視点の導入や事業責任の明確化、運営基盤の強化などに向け、法人格（特に営利を目的とした法人格）の取得が重要であるが、社会的利益の追求を目的としながら、収益事業を行う地域運営組織に適した法人制度が存在しないことから、新たな法人制度についての検討及び早期実現が必要。
- 本県では、上記の地域運営組織の考え方を基に、地域自らが収益事業と生活サービスを複合的に行うことにより、地域に好循環を生み出す「地域経営会社」の設立を支援している。地域経営会社が早期に経営安定化し、自立的運営を図るためには、収益事業実施の初期投資として行われる施設整備への行政の補助金等に対する過疎債充当を明確に可能とする等の財政的支援が必要。
- 地域経営会社の運営に当たっては、地域全体の運営や複合的事業経営を実施する高度な経営管理能力を有する人材が求められるが、地域においては担い手不足が最大の課題であり、地域経営の中核を担う人材育成に対する財政支援が必要。
- 地域経営会社が早期に収支均衡を達成し、経営の安定化を図るため、設立時及び経営初期の国税を減免するとともに、地方公共団体が地方税に係る課税免除又は不均一課税を行った場合の減収補てん措置の拡充が必要。
  - ・ 登録免許税の減免
  - ・ 法人税の特別償却等に係る対象事業の拡充、要件となる取得価格の引下げ
  - ・ 法人税率の引下げ
  - ・ 法人住民税の課税免除等に伴う減収補てん措置
  - ・ 不動産取得税等の課税免除等に伴う減収補てん措置の拡充、取得価格の引下げ

**提言3:革新的技術の利活用に資する基盤整備については、国の主導により、過疎地域等の条件不利地域への早期導入を強力に推進**

- 革新的技術の利活用に当たり、光回線等の情報インフラ施設の整備や更新、システムの開発や運用等に多額の予算が必要であることが想定され、こうした新たな財政需要に対する財源措置が必要。
- 革新的技術を活用して、地域において少ない担い手でも生活関連サービスを維持できる仕組みの構築の必要性は、全国の条件不利地域に共通したものである。国において革新的技術を活用した汎用性の高い基本的なシステムを開発することにより、スケールメリットを活かした経費の低減化が図られ、全国各地域において、安価かつ手軽に当該システムの利用を可能とすることが必要。
- 地方においては革新的技術に係るICT技術者が不足することから、行政が有する地域の課題と民間が有する革新的技術とをマッチングさせる仕組みの構築が必要。

**提言4:過疎地域等の条件不利地域の維持活性化に向けて、民間投資の促進を図るための税制特例の拡充**

- 過疎対策として各種税制特例が講じられているが、業種や施設整備の規模に制限が設けられている。過疎地域等の条件不利地域においては、空き家や廃校などを活用したサテライトオフィス、個人による地域での起業など小規模事業者を特例の対象に含めるような制度とし、民間投資の促進を図ることが必要。
- 地域経営会社（地域運営組織）が行う収益事業や生活関連サービスについては、地域を持続可能とする社会的な利益を目指して行われるものであり、業種、規模を問わず幅広く対象とすることが必要。

**【参考：自立促進法及び半島振興法における税制の特例等】**

根拠法			自立促進法	半島振興法
対象業種			製造業、旅館業、農林水産物等販売業	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
国税の優遇措置	・ ・ ・ 法人 所得 人 税 税	償却方法	特別償却（設備投資した事業年度のみ対象）	割増償却（償却期間：5年間）
		対象	機械・装置（旅館業は対象外）、建物・付属設備に係る新增設	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得、建設、改修等
		取得価格要件	2,000万円超	最小で500万円以上（事業規模別に要件を指定）
地方等の地方税の減収補填免除措置	・ ・ ・ 法人 事業 所得 税 税	対象	機械・装置、建物・付属設備に係る新增設	機械・装置、建物・付属設備に係る新增設
		取得価格要件	合計2,700万円超	500万円以上（事業規模別に要件を指定） ※不均一課税のみ

※山村振興法、特定農山村法、離島振興法においても、類似の措置がある。

### 3 地域指定のあり方

#### 〔自立促進法での地域指定に関する課題認識〕

自立促進法第1条において、過疎地域とは『人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域』と規定され、具体的には、人口減少に加え、財政力指数を加味して市町村単位で指定されている。当研究会における意見交換において、市町村域を単位とした過疎指定では、法の趣旨と指定地域に齟齬があり、実態にそぐわない面も生じているとの指摘もある。

#### ◇検討会における意見

##### ◇条件不利地域の未指定

##### (1) 指定地域以上に人口減少等が進行し、疲弊した地域の未指定

- ・過疎地域である地域以上に人口減少・高齢化が進行し、より厳しい状況に置かれた地域がある。

##### (2) 指定地域に隣接し、地理的・環境的に同様に条件不利である地域の未指定

- ・平成の合併により市北部の旧楠町が一部過疎となっているが北部地域の半分が未指定。隣接する未指定地域は実質的には旧楠町と同様に厳しい状況であり、施策を遂行する上では北部地域一体となった取組を展開していく必要がある。

#### (参考) 周南市須金地区の状況

区分	須金地区 (旧須金村)	旧鹿野町
地域振興5法指定	指定なし	過疎、特定農山村、山村振興
人口 (S35・H27)	S35 : 3,034人・H27 : 360人	S35 : 8,214人・H27 : 3,270人
人口減少率	△88.1%	△60.2%
高齢化率	61.1%	52.4%
面積	49.0 km <sup>2</sup>	181.0 km <sup>2</sup>

※須金地区の変遷 旧須金村(M22)→旧都濃町(S30)→旧徳山市(S41)→周南市(H15)

#### 〔地域指定のあり方に関する視点〕

現行の市町村単位での指定を基本としつつ、加えて状況の厳しい地域については、市町村単位よりも狭い範囲での指定が必要である。

◇地域指定にあたっては、生活関連サービス、公共交通等の生活環境の整備が低位にある、真に公的支援が必要な地域を、地域住民に最も近い基礎自治体である市町村の求めに応じて指定するような柔軟な配慮が求められる。

◇過疎対策法による特別対策の目指すところの一つが、地域住民の生活の質の確保を視野に入れているのであれば、その対象とする区域を、住民の日常の生活圈など、市町村域より狭い区域とすることを検討する必要がある。

#### 〔市町村域より狭い範囲での地域指定について〕

＜地域振興法例＞ ・昭和の合併前の市町村単位 (山村振興法、特定農山村法)

＜技術的な課題＞ ・現市町村域との整合 (例 旧串村 : 現在山口市と周南市に分割)  
・国勢調査での人口把握 等

〔地域指定要件についての考察〕

現行の市町村域よりも狭い範囲での地域指定の必要性について述べてきたが、具体的な地域指定の要件等について検討を加える必要がある。検証に当たっては、技術的に可能であると考えられる指定範囲及び指定要件（基準）について、研究会における意見交換等を踏まえて行う。

■現行市町村域よりも狭い指定範囲について

過疎地域においては、身近な生活交通の不足や地域医療の危機など、人口減少に起因して住民生活に関わる様々な課題が生じているところであり、当研究会においても、空き家の増加、商店・スーパー等の閉鎖、公共交通の利便性の低下や住民による地域づくり活動の停滞など、住民生活に関わる課題が、過疎地域の集落で多く発生していることが認識されている。一方、現行の自立促進法においては、人口の著しい減少に伴って、生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について、必要な対策を講ずることによって、住民の福祉等に寄与することを目的としている。

こうしたことから、現行の市町村域よりも狭い範囲として、地域住民の日常の生活圏として捉えることのできる範囲、例えば小学校区や昭和の合併前の市町村域などが指定範囲として適切であると考えられる。この小学校区と昭和の合併前の市町村域は、明治23年の第二次小学校令に、小学校設置の原則として、各市町村が設置するものと規定されたこともあり、中山間地域では概ね一致している。しかしながら、その後、小学校区は人口の増減変化等による新設や区域の変更がされてきたことから、全国一律に定型化する上では、昭和の合併前の市町村域を指定範囲とする。具体的には、本県の中山間地域振興条例に基づく中山間地域指定においても利用している農林水産省の農業地域類型区分上の旧市町村（昭和25年2月時点の市町村）の区域によることとする。

〈参考：宇部市の小学校区と中山間地域〉



宇部市小学校24校区



宇部市中山間地域

※楠地域（過疎地域）

北部地域（非過疎地域）

■指定要件（基準）について

自立促進法では、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力の低下に対して、総合的かつ計画的な対策を実施することとしており、地域指定においては、国勢調査人口の時系列比較により、一定以上の減少を要件としていることから、ここにおいても、人口減少率を指定要件として検討する。

当研究会において、前述の昭和の合併前の旧市町村域での国勢調査人口の利用の可否について意見交換を行った結果、平成7年の国勢調査から公表されはじめている「小地域集計」により、昭和の合併前の旧市町村域の人口を概ね把握が可能であるという結論であったことから、当研究会を構成する過疎地域を有する12市町の平成7年と平成27年の20年間の人口増減の試算を行った。

平成7年から平成27年の間、全国の過疎地域の人口は22.7%の減少となっている。一方、本県の過疎地域を有する12市町での昭和の合併前の旧市町村域の人口について調査・集計した結果、過疎地域に指定されていない地域においても、全国の過疎地域の人口減少率を上回る地域が20地域あり、うち、3地域では50%を超える著しい人口減少が見られるなど、緊急な対策が求められる状況であると考えられる。

〈全国過疎地域の人口減少率を上回る県内の非過疎地域（過疎地域12市町内での試算）〉

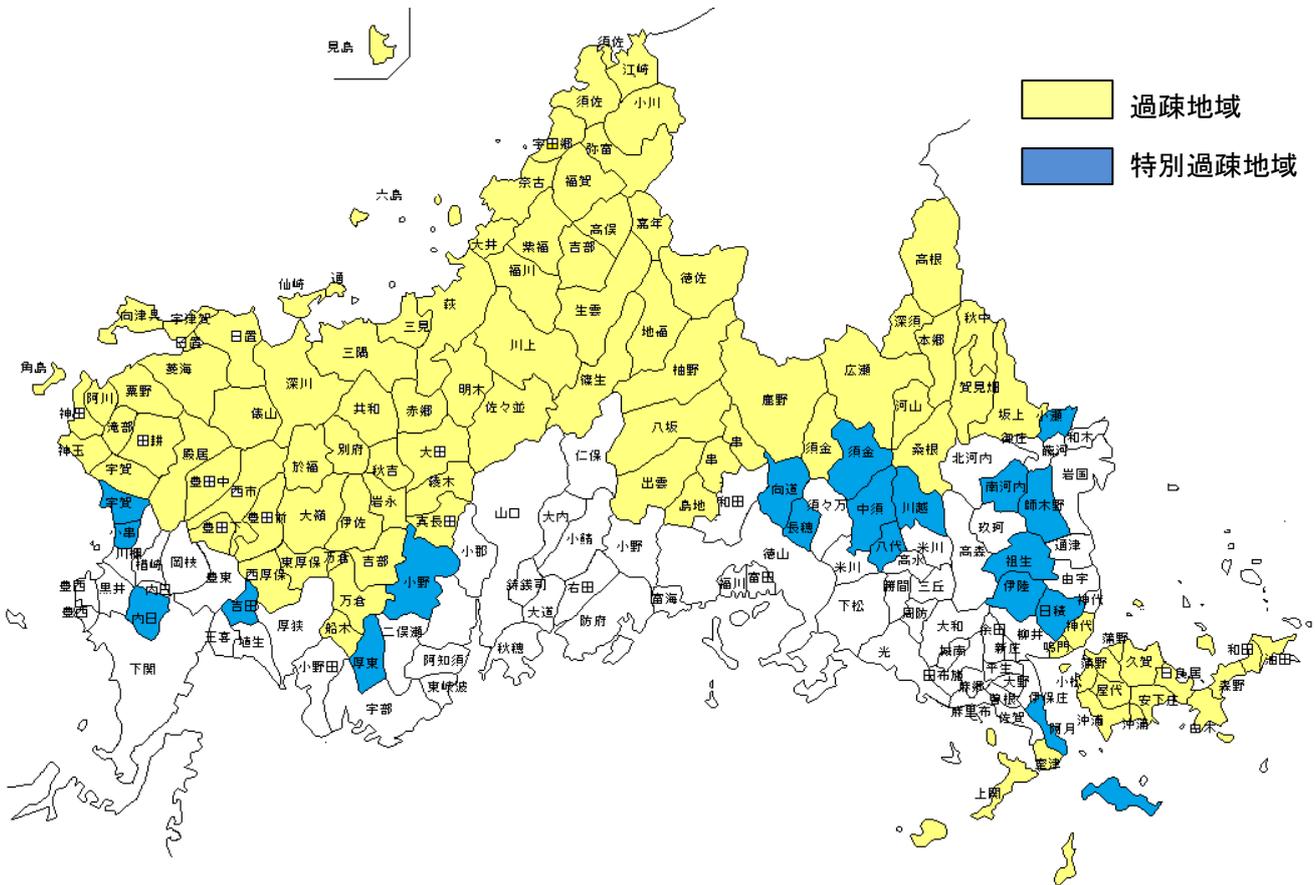
平成27年市町	平成12年市町村	昭和25年市町村	地域区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
				人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	増減率 7年→27年
岩国市	周東町	川越村	その他中山間	578	505	417	337	269	-53.5%
周南市	徳山市	須金村2-1	その他中山間	757	656	528	441	360	-52.4%
柳井市	柳井市	平郡村	その他中山間	708	591	487	419	348	-50.8%
周南市	徳山市	中須村	その他中山間	1,193	1,059	939	825	692	-42.0%
周南市	徳山市	向道村	その他中山間	1,222	1,096	952	834	713	-41.7%
柳井市	柳井市	阿月村	その他中山間	1,139	1,031	897	794	714	-37.3%
下関市	豊浦町	小串町	その他中山間	3,399	3,080	2,817	2,516	2,158	-36.5%
岩国市	岩国市	師木野村	その他中山間	939	844	754	644	604	-35.7%
下関市	豊浦町	宇賀村2-1	その他中山間	2,101	1,945	1,798	1,546	1,368	-34.9%
宇部市	宇部市	小野村	その他中山間	2,007	1,863	1,706	1,500	1,314	-34.5%
岩国市	岩国市	小瀬村	その他中山間	1,231	1,152	1,030	958	820	-33.4%
周南市	徳山市	長穂村	その他中山間	1,003	995	907	785	684	-31.8%
岩国市	岩国市	南河内村	その他中山間	1,891	1,802	1,697	1,539	1,293	-31.6%
下関市	下関市	内日村2-1	その他中山間	1,655	1,547	1,427	1,298	1,142	-31.0%
周南市	熊毛町	八代村	その他中山間	995	934	869	805	689	-30.8%
宇部市	宇部市	厚東村	その他中山間	2,323	2,197	2,057	1,862	1,688	-27.3%
柳井市	柳井市	日積村	その他中山間	1,993	1,870	1,758	1,648	1,454	-27.0%
下関市	下関市	吉田村	その他中山間	1,913	1,784	1,655	1,527	1,410	-26.3%
岩国市	周東町	祖生村	その他中山間	1,961	1,838	1,656	1,571	1,456	-25.8%
柳井市	柳井市	伊陸村	その他中山間	2,193	2,109	1,998	1,855	1,643	-25.1%

こうした過疎地域に指定されていない人口減少の著しい地域は、過疎という概念が用いられ対策が講じられる前の昭和の合併時に、近隣の都市的地域と合併している地域が多く、昭和45年の特別措置法施行時以降、市町村域での人口統計データからは見えない、いわば「隠れた過疎」として、これまで過疎対策法に基づく施策が講じられなかった地域であるといえ、地域の生活環境の整備等、住民の福祉の向上を図る観点から過疎対策法に基づく公的な支援が必要であると考える。

〔地域指定についての提言〕

- ◆ 現行の市町村単位による指定要件は、廃置分合があった場合の特例（一部過疎等）も含めて継続
- ◆ 上記による指定に加え、昭和の合併前（昭和25年2月時点）の市町村の範囲で、過疎地域以上に人口減少が著しい地域を特別過疎地域として、市町村の求めに応じて指定（特別過疎地域の創設）

〈新たな地域指定イメージ〉



〈参考：昭和の合併前の市町村域の人口動態（過疎地域12市町内での試算）〉

平成27年 市町	平成12年 市町村	昭和25年 市町村	地域区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
				人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	増減率 7年→27年	
下関市	下関市	下関市	—	251,141	243,914	236,148	229,940	221,339	-11.9%	
		王喜村	—	3,508	3,614	3,535	3,457	3,300	-5.9%	
		吉田村	その他中山間	1,913	1,784	1,655	1,527	1,410	-26.3%	
		内日村2-1	その他中山間	1,655	1,547	1,427	1,298	1,142	-31.0%	
		豊西村2-2	その他中山間	1,578	1,530	1,432	1,385	1,363	-13.6%	
	菊川町	豊東村	その他中山間	3,619	3,847	4,010	3,854	3,799	5.0%	
		岡枝村	その他中山間	2,808	2,933	2,907	2,737	2,708	-3.6%	
		檜崎村	その他中山間	1,257	1,199	1,177	1,166	1,019	-18.9%	
		内日村2-2	その他中山間	260	224	218	221	207	-20.4%	
	豊田町	殿居村	過疎	940	899	798	770	676	-28.1%	
		豊田中村	過疎	1,700	1,580	1,420	1,284	1,130	-33.5%	
		西市町	過疎	3,147	2,918	2,757	2,566	2,283	-27.5%	
		豊田下村	過疎	1,562	1,485	1,460	1,367	1,252	-19.8%	
	豊浦町	豊西村2-1	その他中山間	1,685	1,606	1,552	1,447	1,328	-21.2%	
		黒井村	その他中山間	7,027	6,905	6,727	6,400	6,117	-13.0%	
		川棚村	その他中山間	7,076	6,963	6,859	6,845	6,664	-5.8%	
		小串町	その他中山間	3,399	3,080	2,817	2,516	2,158	-36.5%	
		宇賀村2-1	その他中山間	2,101	1,945	1,798	1,546	1,368	-34.9%	
	豊北町	宇賀村2-2	過疎	933	855	779	646	485	-48.0%	
		神玉村	過疎	3,006	2,668	2,425	2,129	1,862	-38.1%	
		角島村	過疎	1,026	941	901	810	726	-29.2%	
		神田村	過疎	2,230	2,003	1,789	1,572	1,303	-41.6%	
		阿川村	過疎	1,813	1,656	1,500	1,321	1,185	-34.6%	
		栗野村	過疎	1,462	1,321	1,164	1,032	892	-39.0%	
		滝部村	過疎	2,585	2,512	2,359	2,204	1,987	-23.1%	
	田耕村	過疎	1,286	1,168	1,079	907	814	-36.7%		
	宇部市	宇部市	宇部市	—	155,661	154,202	151,501	147,901	144,999	-6.8%
			東岐波村	—	12,528	13,450	13,770	13,405	13,133	4.8%
厚東村			その他中山間	2,323	2,197	2,057	1,862	1,688	-27.3%	
二俣瀬村			その他中山間	2,597	2,704	2,724	2,437	2,290	-11.8%	
小野村			その他中山間	2,007	1,863	1,706	1,500	1,314	-34.5%	
楠町		吉部村	過疎	1,198	1,045	941	848	749	-37.5%	
		万倉村2-1	過疎	2,168	2,048	1,740	1,494	1,295	-40.3%	
船木町	過疎	4,289	4,522	4,516	4,325	3,961	-7.6%			
山口市	山口市	山口市	—	104,151	107,278	110,607	108,877	110,223	5.8%	
		鑄銭司村	その他中山間	3,755	3,571	3,369	3,153	3,064	-18.4%	
		仁保村	その他中山間	3,904	3,849	3,721	3,579	3,256	-16.6%	
		小鯖村	その他中山間	5,428	5,310	5,066	4,768	4,706	-13.3%	
		大内村	—	18,341	20,439	21,494	22,158	22,878	24.7%	
	徳地町	出雲村	過疎	3,596	3,389	3,178	2,899	2,599	-27.7%	
		島地村	過疎	1,943	1,786	1,609	1,374	1,249	-35.7%	
		串村2-1	過疎	586	510	474	392	330	-43.7%	
		八坂村	過疎	2,381	2,144	1,949	1,720	1,452	-39.0%	
		柚野村	過疎	624	546	473	386	285	-54.3%	
	秋穂町	秋穂町	—	8,149	7,941	7,697	7,262	6,680	-18.0%	
	小郡町	小郡町	—	22,881	23,107	23,009	24,250	25,502	11.5%	
	阿知須町	阿知須町	その他中山間	8,300	8,823	9,031	9,176	9,426	13.6%	
	阿東町	篠生村	過疎	1,257	1,162	1,036	943	829	-34.0%	
		生雲村	過疎	1,733	1,580	1,403	1,188	1,017	-41.3%	
地福村		過疎	1,911	1,763	1,623	1,417	1,230	-35.6%		
徳佐村		過疎	3,486	3,245	2,965	2,595	2,293	-34.2%		
嘉年村		過疎	746	672	593	491	403	-46.0%		

Ⅲ 今後の過疎対策に向けて

平成27年 市町	平成12年 市町村	昭和25年 市町村	地域区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
				人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	増減率 7年→27年
萩市	萩市	萩市	過疎	40,718	39,062	37,419	35,410	33,469	-17.8%
		三見村	過疎	1,876	1,756	1,576	1,385	1,200	-36.0%
		大井村	過疎	3,013	2,724	2,491	2,229	1,979	-34.3%
		六島村	過疎	1,387	1,206	1,123	1,002	831	-40.1%
		見島村	過疎	1,320	1,256	1,096	963	864	-34.5%
	川上村	川上村	過疎	1,250	1,220	1,123	983	859	-31.3%
	田万川町	須佐町2-2	過疎	1,091	991	864	785	711	-34.8%
		小川村	過疎	1,480	1,347	1,233	1,116	965	-34.8%
		江崎町	過疎	1,499	1,387	1,310	1,154	1,068	-28.8%
	むつみ村	高俣村	過疎	968	901	773	678	576	-40.5%
		吉部村	過疎	1,516	1,316	1,197	1,053	910	-40.0%
	須佐町	須佐町2-1	過疎	3,119	2,957	2,681	2,465	2,131	-31.7%
		弥富村	過疎	920	835	728	623	526	-42.8%
	旭村	明木村	過疎	1,250	1,217	1,169	1,053	1,000	-20.0%
		佐々並村	過疎	1,072	953	841	742	645	-39.8%
	福栄村	福川村	過疎	1,471	1,396	1,247	1,130	956	-35.0%
		紫福村	過疎	1,343	1,221	1,119	976	870	-35.2%
	岩国市	岩国市	岩国市	—	92,967	90,974	89,060	85,896	82,323
小瀬村			その他中山間	1,231	1,152	1,030	958	820	-33.4%
藤河村			その他中山間	1,840	2,063	2,067	2,250	2,289	24.4%
御庄村			その他中山間	1,754	1,991	2,126	2,412	2,480	41.4%
北河内村			その他中山間	1,737	1,728	1,678	1,527	1,399	-19.5%
南河内村			その他中山間	1,891	1,802	1,697	1,539	1,293	-31.6%
師木野村			その他中山間	939	844	754	644	604	-35.7%
通津村		その他中山間	5,027	5,208	5,095	4,940	4,546	-9.6%	
由宇町		由宇町	その他中山間	8,991	8,824	8,655	8,388	8,112	-9.8%
		神代村2-1	その他中山間	831	845	799	725	664	-20.1%
玖珂町		玖珂町	その他中山間	10,767	11,245	11,118	11,123	10,914	1.4%
本郷村		本郷村	過疎	1,514	1,375	1,239	1,102	895	-40.9%
		祖生村	その他中山間	1,961	1,838	1,656	1,571	1,456	-25.8%
周東町		高森町	その他中山間	9,622	9,723	9,628	9,232	8,740	-9.2%
		米川村	その他中山間	2,688	2,550	2,399	2,259	2,090	-22.2%
		川越村	その他中山間	578	505	417	337	269	-53.5%
錦町		広瀬町	過疎	3,073	2,955	2,677	2,337	2,072	-32.6%
		深須村	過疎	611	522	450	382	292	-52.2%
		高根村	過疎	856	742	665	558	440	-48.6%
美川町		桑根村	過疎	977	860	757	592	485	-50.4%
		河山村	過疎	1,050	968	880	713	572	-45.5%
美和町		秋中村	過疎	603	542	462	386	330	-45.3%
	賀見畑村	過疎	1,862	1,846	1,751	1,602	1,422	-23.6%	
	坂上村	過疎	2,977	2,883	2,642	2,384	2,250	-24.4%	
長門市	長門市	通村	過疎	2,297	1,939	1,686	1,457	1,236	-46.2%
		仙崎町	過疎	6,078	5,510	5,121	4,682	4,356	-28.3%
		深川町	過疎	14,960	15,056	14,585	14,149	13,429	-10.2%
		俵山村	過疎	1,783	1,587	1,448	1,256	1,110	-37.7%
	三隅町	三隅町	過疎	6,748	6,419	6,273	5,842	5,405	-19.9%
		日置町	日置村2-1	過疎	4,681	4,668	4,557	4,331	4,065
	油谷町	菱海村	過疎	3,741	3,589	3,254	2,958	2,734	-26.9%
		日置村2-2	過疎	947	841	792	728	599	-36.7%
		宇津賀村	過疎	1,300	1,165	1,032	874	727	-44.1%
		向津具村	過疎	3,030	2,699	2,379	2,072	1,778	-41.3%
柳井市	柳井市	平郡村	その他中山間	708	591	487	419	348	-50.8%
		日積村	その他中山間	1,993	1,870	1,758	1,648	1,454	-27.0%
		柳井町	その他中山間	18,667	17,840	17,374	17,070	16,467	-11.8%
		新庄村	その他中山間	4,923	4,671	4,511	4,470	4,397	-10.7%
		余田村	その他中山間	1,484	1,775	1,727	1,729	1,687	13.7%
		伊陸村	その他中山間	2,193	2,109	1,998	1,855	1,643	-25.1%
		伊保庄村	その他中山間	3,964	3,710	3,719	3,510	3,359	-15.3%
	阿月村	その他中山間	1,139	1,031	897	794	714	-37.3%	
	大島町	神代村2-2	過疎	1,900	1,820	1,723	1,646	1,460	-23.2%
		鳴門村	過疎	1,992	1,834	1,733	1,589	1,416	-28.9%

Ⅲ 今後の過疎対策に向けて

平成27年 市町	平成12年 市町村	昭和25年 市町村	地域区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
				人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	増減率 7年→27年
美祿市	美祿市	万倉村2-2	過疎	158	138	131	123	113	-28.5%
		豊田前村	過疎	1,238	1,099	1,004	1,761	1,663	34.3%
		伊佐町	過疎	4,425	4,002	3,782	3,429	3,089	-30.2%
		東厚保村	過疎	1,117	1,075	969	863	734	-34.3%
		西厚保村	過疎	1,330	1,271	1,176	1,046	936	-29.6%
		大嶺町	過疎	8,541	8,981	8,757	8,510	8,036	-5.9%
		於福村	過疎	2,192	2,072	1,935	1,785	1,598	-27.1%
	美東町	大田町	過疎	2,142	2,224	2,158	2,007	1,818	-15.1%
		綾木村	過疎	1,179	1,171	1,047	935	838	-28.9%
		真長田村	過疎	1,989	1,971	1,947	1,851	1,698	-14.6%
		赤郷村	過疎	1,186	1,063	962	870	779	-34.3%
	秋芳町	秋吉村	過疎	1,889	1,725	1,623	1,564	1,446	-23.5%
		岩永村	過疎	1,377	1,328	1,223	1,117	967	-29.8%
別府村		過疎	1,439	1,367	1,266	1,114	990	-31.2%	
		共和村	過疎	2,194	2,059	1,859	1,655	1,454	-33.7%
周南市	徳山市	徳山市	—	99,557	95,675	92,107	90,919	88,699	-10.9%
		向道村	その他中山間	1,222	1,096	952	834	713	-41.7%
		須々万村	その他中山間	4,939	5,191	5,295	5,030	4,834	-2.1%
		中須村	その他中山間	1,193	1,059	939	825	692	-42.0%
		須金村2-1	その他中山間	757	656	528	441	360	-52.4%
		長穂村	その他中山間	1,003	995	907	785	684	-31.8%
	新南陽市	富田町	—	19,908	19,734	19,588	19,701	19,528	-1.9%
		福川町	—	10,668	10,567	10,299	9,816	9,025	-15.4%
		和田村	その他中山間	1,762	1,852	1,751	1,584	1,402	-20.4%
	熊毛町	三丘村	その他中山間	3,319	3,087	3,013	2,768	2,668	-19.6%
		高水村	その他中山間	1,835	1,754	1,703	1,823	1,804	-1.7%
		勝間村	—	9,497	10,263	10,314	10,416	10,474	10.3%
		八代村	その他中山間	995	934	869	805	689	-30.8%
	鹿野町	須金村2-2	過疎	110	95	81	59	36	-67.3%
		鹿野町	過疎	4,672	4,325	3,959	3,619	3,183	-31.9%
		串村2-2	過疎	125	100	82	62	51	-59.2%
周防 大島町	久賀町	久賀町	過疎	4,099	3,779	3,536	3,093	2,899	-29.3%
		蒲野村2-2	過疎	817	704	652	579	487	-40.4%
	大島町	蒲野村2-1	過疎	1,440	1,329	1,227	1,118	1,030	-28.5%
		屋代村	過疎	1,582	1,497	1,363	1,191	1,078	-31.9%
		小松町	過疎	3,274	3,085	2,956	2,764	2,649	-19.1%
		沖浦村2-1	過疎	1,511	1,462	1,357	1,223	1,046	-30.8%
	東和町	油田村	過疎	1,475	1,307	1,150	908	736	-50.1%
		和田村	過疎	821	728	640	572	506	-38.4%
		森野村	過疎	1,096	1,020	958	884	768	-29.9%
		白木村	過疎	2,383	2,200	2,085	1,841	1,607	-32.6%
	橘町	日良居村	過疎	2,202	2,024	1,910	1,762	1,621	-26.4%
		安下庄町	過疎	3,772	3,572	3,277	2,921	2,565	-32.0%
		沖浦村2-2	過疎	323	306	281	228	207	-35.9%
上関町	上関町	室津村	過疎	1,523	1,366	1,210	1,089	909	-40.3%
		上関村	過疎	3,322	2,941	2,496	2,243	1,894	-43.0%
阿武町	阿武町	奈古町	過疎	2,945	2,787	2,576	2,414	2,283	-22.5%
		宇田郷村	過疎	957	869	733	651	586	-38.8%
		福賀村	過疎	1,008	899	792	678	594	-41.1%

## 4 参考 研究会での意見や検討事項

### (1) 規制緩和について

過疎地域を含む中山間地域では、担い手不足が深刻な状況にあり、全国一律に課せられている規制について、その趣旨、目的等を十分に勘案し、可能な限り緩和を図っていく必要がある。

当研究会においても、過疎地域等において緩和が必要な規制について意見交換を行い、医療や生活交通、土地利用などについて意見が出された。

例えば、医療については、既に内閣府の提案募集方式を通じて萩市が規制緩和を求めた管理薬剤師の兼務禁止について報告があった。これは、萩市田万川地域において、平成28年に国民健康保険診療所を開設し週2日の診療を開始したが、隣接の民間薬局が週2日の営業では経営が成り立たず、やむなく撤退という状況となったことから、へき地等の薬剤師の確保が困難な地域では、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう要件を緩和されたい旨要望し、平成30年度末に認められたものである。

また、生活交通については、公共交通空白地有償運送では、株式会社等の営利法人は当該運送主体として認められていないことから、営利法人となることを選択した地域運営組織は運送主体となることができない。地域自らが収益事業や生活関連サービスを行っていくという流れの中、地域運営組織が実施する場合には、組織の法人形態が営利法人であっても運送主体となれるような対応が求められる。

加えて、過疎地域等の条件不利地域での担い手不足への対策として、副業を促進することが重要であり、特に、地域における主要な労働力である地方公務員の副業規制の緩和等も検討することが考えられる。

### (2) 市町村間での協力

行政機能を、いかに持続可能なものにしていくかという課題について意見交換を行った。本県においても、広域連携や事務組合等の制度による市町村間での協力・連携や複数市町において導入されている自治体クラウドによる経費削減が図られている。

医療分野では、施設の縮小や廃業の増加が予想され、医療提供体制の確保のためには市町域を超えて各地域が連携を図ることが不可欠である等の意見が報告された。

### (3) 都道府県による補完

都道府県による補完と位置づけられる都道府県代行制度については、制度の存続が必要であるとの意見が実施市町から出された。

また、専門性の高い業務については都道府県代行制度が必要であるといった意見や、道路等の新設や改築だけではなく、維持・修繕なども新たに都道府県代行制度の対象とするべきであるといった意見が報告された。

加えて、医療の確保について県による補完を求める意見が出された。自立促進法第16条では都道府県による医療の確保について規定されているが、その対象は無医地区に限定されており、市町村の意見等を十分に斟酌した制度設計が求められる。

なお、現行の都道府県代行制度においては、都道府県の財源として過疎債の活用ができないが、都道府県による補完として代行制度が十分に活用されるためには、その

財源についても十分に措置される必要があると考えられる。

#### (4) 集落対策の方向性

過疎地域においては、身近な生活交通の不足や地域医療の危機など、人口減少に起因して住民生活に関わる様々な課題が生じているところであり、当研究会においても、空き家の増加、商店・スーパー等の閉鎖、公共交通の利便性の低下や住民による地域づくり活動の停滞など、住民生活に関わる課題が、過疎地域の集落で多く発生していることが認識されている。特に、空き家の増加については、本県の過疎地域の全ての市町が課題として捉えているだけでなく、多くの市町が特に深刻な問題であると認識しており、空き家情報バンクによる情報提供や空き家の改修や登記に要する経費の補助などの対応を行っているものの抜本的な解決には至っていない状況である。

また、多くの市町では集落支援員を配置し、集落点検や集落での話し合いなどの業務に活用している。地域に入らなければわからない地域の良いところ、課題、問題の発見、住民の意見の吸い上げなどに効果がある有意義な制度であると認識している。一方、集落支援員は集落での話し合いにおける調整役等として高いスキルが求められることから、人材の確保や育成に苦慮していることや、高いスキルが求められるにも関わらずその対価が十分でないといった意見が出された。集落支援員は、地域運営組織の事務局の中核的人材としての活用も可能となるなど、今後の集落対策において不可欠な制度であり、市町が課題としている人材の確保・育成に向けた研修の充実や処遇改善に向けた設置経費に係る特別交付税措置の更なる引き上げ等が求められる。

#### (5) 生活圏を一体とした過疎対策の必要性（過疎地域以外での過疎債の活用等）

当研究会での意見交換において、一部過疎である市より、「過疎指定地域と隣接し、地理的・環境的に同様に条件不利である非過疎地域を含めた市北部中山間地域の振興のため、地域一体での活性化策を展開していく必要があることから、こうした地域でのエリア一体での過疎対策法に基づく対策が必要である。」との意見が出された。

例えば、過疎債を活用して施設整備を行う場合、過疎地域以外に設置される施設であっても、過疎地域住民の利用に供され、過疎地域以外の設置に合理的理由があれば、過疎債の対象となることとされている。しかしながら、この場合の過疎債対象事業費は、過疎地域内住民の受益分を算出し按分することとされている。こうした受益者負担の原則により、当該市の案件では、北部中山間地域一体の活性化を図るための交流事業の実施において、北部中山間6地域のうち、過疎地域に指定されている3地域の事業費にのみ過疎債を活用しているというものであった。この案件は、現行制度上いたしかたない事例ではあるが、地域一体での地域振興という点において重要な示唆を含んでいる。

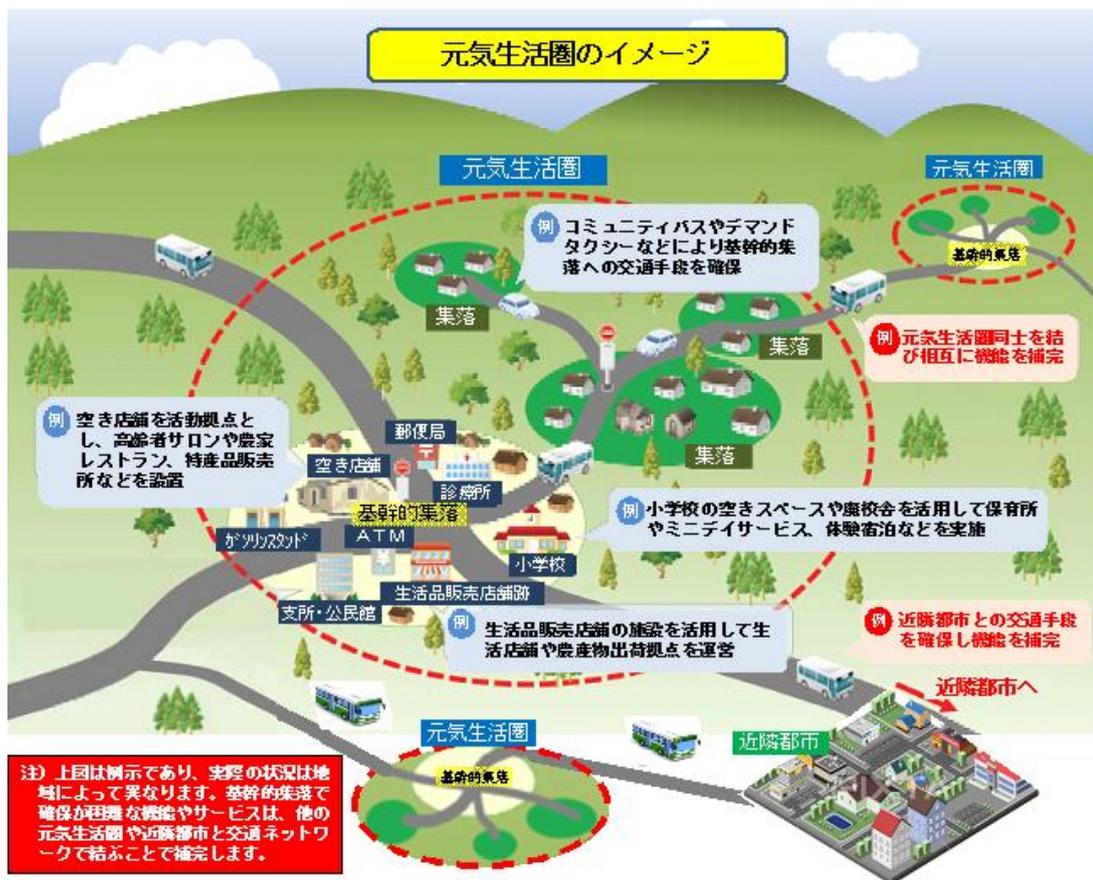
近年、個々の集落単位では様々な地域課題の解決が困難な状況が生じていることから、本県では、基幹的集落と周辺の複数集落で構成され、日常生活機能を拠点化・ネットワーク化して圏域一体で支えあう「やまぐち元気生活圏」づくりを推進しており、県内の過疎地域の市町においても、圏域一体での支えあいの取組が進められている。

「やまぐち元気生活圏」の形成は、基幹的集落の拠点化及び周辺の複数集落とのネットワーク化がその本旨であり、基幹的集落での拠点施設整備や基幹的集落をハブとした周辺の集落との交通ネットワーク化や情報基盤の整備など、周辺集落の住民を主な受益者としつつ、これを支える基幹的集落の整備等が中核となることから、周辺集落が過疎地域であり、基幹的集落が過疎地域でないような圏域であっても、一体的な活性化の推

進に支障を来さない財政支援が必要であると考えられる。

現行制度では、基幹的集落が過疎地域である必要がなくとも（条件不利地域であることは必要）活用可能な集落ネットワーク圏形成支援事業交付金が考えられるが、この交付金はソフト事業を主な対象としているため、基幹的集落の施設整備への活用が限定的なものとなっている。

こうしたことから、「やまぐち元気生活圏」などの圏域での一体的な活性化を促進するためであれば、基幹的集落が過疎地域でない場合であっても、ハード整備やソフト事業の実施などに幅広く活用可能な交付金を創設することや、過疎地域と同様に過疎債の全面的な充当を可能とするなど、財政支援の更なる強化が求められる。



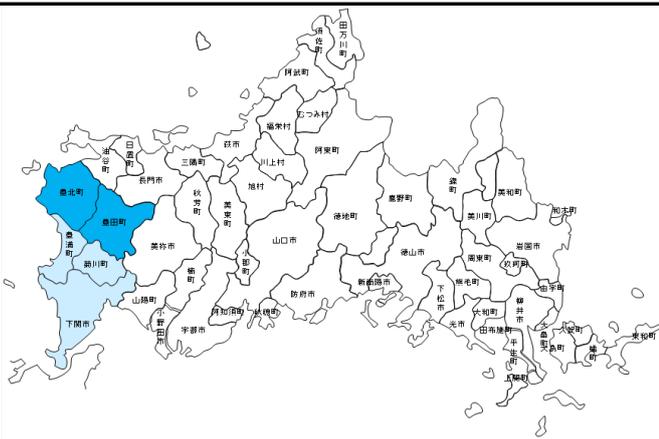
- 拠点化  
支所・公民館、学校、診療所、商店などがある集落（基幹的集落）に日常生活に必要な機能やサービスを集め、利用しやすくします。また、地域コミュニティ組織\*の活動拠点を設置します。
- ネットワーク化  
基幹的集落とそれぞれの集落や近隣都市を交通機関や情報回線で結び、移動手段の確保と情報端末の利用などにより、どの集落でも生活に必要なサービスが同じように受けられるようにします。
- 産業の振興と人口の定住  
中山間地域の「資源」や「特性」などを活かした、都市と農山漁村の交流推進や、地域コミュニティ組織による生活支援サービスの実施、6次産業化の推進などにより、産業を振興し、人口定住に繋がります。

## IV 地域の取組

### 地域の取組

下関市（旧豊田町、旧豊北町）	・ ・ ・ ・ ・ 30
宇部市（旧楠町）	・ ・ ・ ・ ・ 32
山口市（旧徳地町、旧阿東町）	・ ・ ・ ・ ・ 34
萩市	・ ・ ・ ・ ・ 36
岩国市（旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町）	・ ・ ・ ・ ・ 38
長門市	・ ・ ・ ・ ・ 40
柳井市（旧大畠町）	・ ・ ・ ・ ・ 42
美祢市	・ ・ ・ ・ ・ 44
周南市（旧鹿野町）	・ ・ ・ ・ ・ 46
周防大島町	・ ・ ・ ・ ・ 48
上関町	・ ・ ・ ・ ・ 50
阿武町	・ ・ ・ ・ ・ 52

注) 一部過疎地域は平成の合併前市町村域で指定されているため、位置図は平成の合併前市町村域により区分している。



**団 体 名** 下関市  
(旧豊田町、旧豊北町)  
**面 積** 715.89(331.97) km<sup>2</sup>  
**適 用 区 分** 法第33条2項(一部適用)  
**合 併 の 状 況** 平成17年2月13日合併  
 下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町

## 1 概要 市(町)政方針

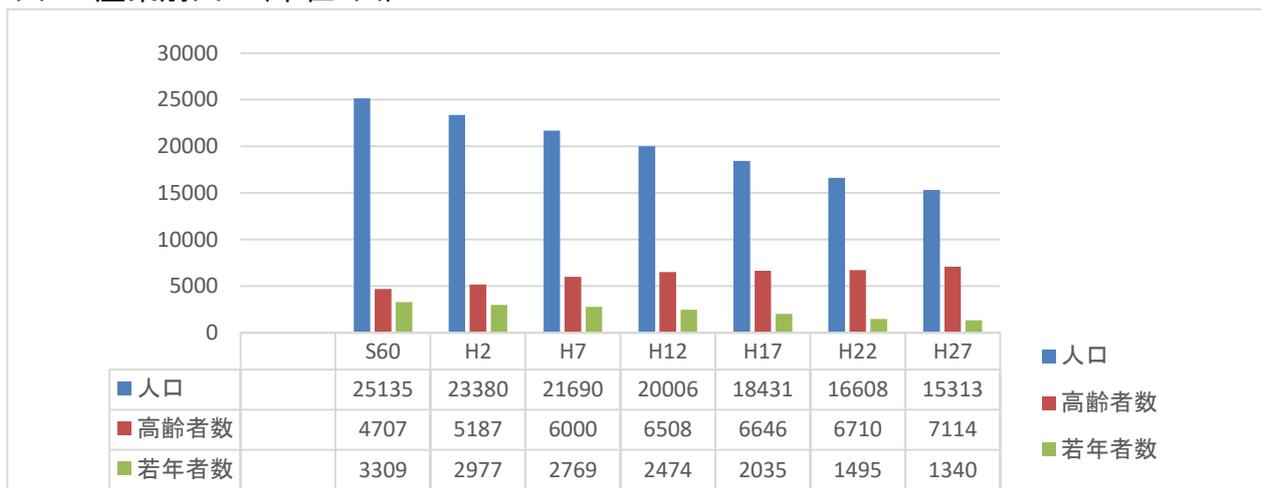
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

- ・高齢化・人口減少(特に若年層が地域外へ就職または進学のため流出)
- ・基幹産業である農業、林業、漁業の従事者の減少及び後継者不足。

### 【上記に対する取組方針】

- ・農林水産業の振興に努める。
- ・観光関連産業の育成により就業機会及び交流人口の拡大を図る。

## 2 人口・産業別人口(単位:人)



### 3 地域の課題

コミュニティ	<p>【豊田】 高齢化、人口減少に伴い、組織維持が困難となりうる自治会がある他、自治会活動が制限されるなどの課題がある。</p> <p>【豊北】 若者の都市部への流出傾向が強く、U・Iターン者はあるものの、その殆どが定年により戻ってこられた方々である。これに伴い、少子高齢化による人口減少に歯止めがかからない状況であり、自治会活動や地域行事など、コミュニティそのものの維持・形成が困難となってきている。</p>
生活基盤	<p>【豊田】 生活交通について、主要バス路線からの遠隔地は一部生活バスを運行しているが、便数(時間)が限定され、各便との乗り継ぎ等が不便であるなど、運行体系に課題がある。</p> <p>【豊北】 ネット環境が急速に普及・多様化している中で、未だに携帯電話やスマートフォンの電波を受信できない地域が存在する。また、当該地域では通信速度の遅い回線しか利用できない状況である。生活交通では、JRや公共バス、生活バスといった公共交通はあるものの、便数が少なく利用しづらい面もあり、こうした情報通信網の整備や交通網の見直しが課題である。</p>
産業振興	<p>【豊田】 空家が増加の一途をたどるなか、民間所有であることから、倒壊家屋の問題や移住・定住については空家数に対し賃貸等物件が少ない(所有者不明、賃貸等考えていない)などの課題がある。</p> <p>【豊北】 若者の都市部流出に比例し、これまで主産業であった農林漁業の後継者が不足している。特に農業については耕作放棄地が増えてきており、担い手確保が課題となっている。観光交流については、当該地域は県下有数の観光地があり観光客は多いものの、定住に直接繋がっていない状況である。また、老朽化等により改築改修が必要な観光施設が多く、これに係る費用負担が課題である。</p>
移住定住	<p>【豊田】 空家が増加の一途をたどるなか、民間所有であることから、倒壊家屋の問題や移住・定住については空家数に対し賃貸等物件が少ない(所有者不明、賃貸等考えていない)などの課題がある。</p> <p>【豊北】 観光交流人口は多いものの、定住化に直接繋がっていない。また、当該地域にはスーパーが1件しかなく、公共交通の不便さや空き家があっても中々賃貸借させてもらえない実状もあり、移住・定住を促進するためには、生活環境の整備が必要不可欠である。</p>

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: 蛍籠の伝承による地域振興</b></p> <p>取組概要: 豊田地域では約60年前、麦わらを使用して「蛍籠」を作製し、その中に蛍を入れて観賞していた。その蛍籠を現代に伝えようとボランティアによるほたるかご推進委員会が立上げられ、プロジェクトを推進している。目的は、後の世代に蛍籠を伝えること、また、蛍籠を地域のシンボル(豊田=ホテル=蛍籠)とするためにイベント等を活用して啓発を行うこと、さらには、籠づくり(蛍籠交流)を通じた地域のコミュニティの創出を行うなど、当団体では、地域ならではの独創的な地域振興を行っている。</p>	
<p><b>取組名称: 道の駅「北浦街道 豊北」</b></p> <p>取組概要: 道路利用者への快適な休憩空間や道路・地域・観光などの情報を提供するほか、農林水産業や観光など地域産業の振興、各種イベント等を開催し地域住民と来訪者の交流空間を提供し、地域の活性化を図ることを目的に、道の駅「北浦街道 豊北」を整備した。平成24年3月に開駅、地域の雇用確保や産業の活性化に寄与している。観光の拠点として、また、地域住民のマーケットとして、毎年多くの方々に利用されている。</p>	



団体名 宇部市(旧楠町)

面積 287.65(77.09) km<sup>2</sup>

適用区分 法第33条2項(一部適用)

合併の状況 平成16年11月1日合併  
宇部市、楠町

## 1 概要 市(町)政方針

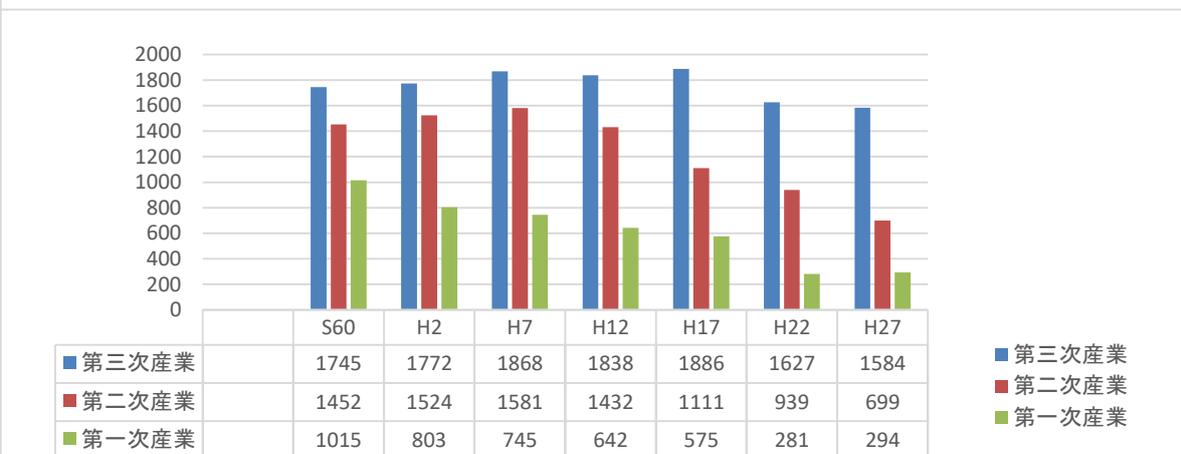
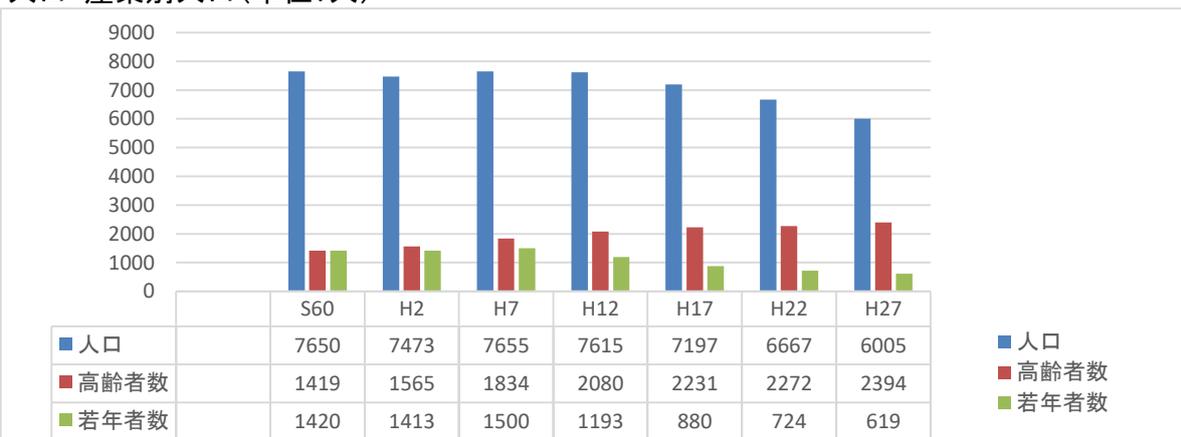
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

依然として若年層を中心とした人口減少が続き、少子高齢化が進むなど、今後の地域社会の活力維持に課題がある。人口減少や少子高齢化の進行は、地域コミュニティの衰退が懸念されることから、移住・交流を促進する仕組みづくりや、「選ばれる集落」となるための魅力づくり・受け皿づくりを進める必要がある。

### 【上記に対する取組方針】

楠地域においては、豊かな自然の活用と地域の特性を踏まえて、市内中心部の近郊地としての立地条件を生かしながら、地域内外との交流・連携や移住・定住の促進を図り、地域の活性化に取り組む。取組を進めるにあたっては、「みんなで築く活力と交流による元気都市」の実現を目指して、誰もが住みたい、住み続けたいと思える地域づくりを総合的かつ計画的に進める。

## 2 人口・産業別人口(単位:人)



### 3 地域の課題

コミュニティ	<p>地域を支える人材が不足し続けているため、様々な地域課題が顕在化している。住民、企業、行政等が協働し、自発的に地域課題の解決に取り組んでいくことが重要。</p> <p>人口減少・高齢化の進行が著しく、集落の戸数や地域活動の担い手が減少し、集落を維持する機能や、地域活力の低下が懸念されている。</p>
生活環境	<p>病院や買い物に行くバスの減少により、生活環境は悪化している。</p>
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層の減少による農業の後継者不足で地域産業が衰退している。</li> <li>・交流人口の増加や地域経済の活性化のため、地域の特性を生かしたイベントの実施や農泊などの着地型観光の造成などの取り組みを進めているが、人材の確保やPR、ノウハウ等について、関係課や団体と連携した強化が必要。</li> <li>・6次産業化においても、担い手の高齢化が進んでおり、後継者不足や加工工法等の技術の継承が課題となっている。</li> <li>・観光客のニーズが多様化しており、個人旅行やインバウンドが増加傾向にある。そのような中で、二次交通や現地の受入態勢が不十分である。</li> </ul>
移住定住	<p>田舎暮らしを希望する人はいるが、空き家の老朽化、田畑の管理等の問題で、移住・定住までつながらないことが多い。</p>

### 5 地域の取組（行政、地域団体の独創的な取組）

#### 高齢者の見守り強化

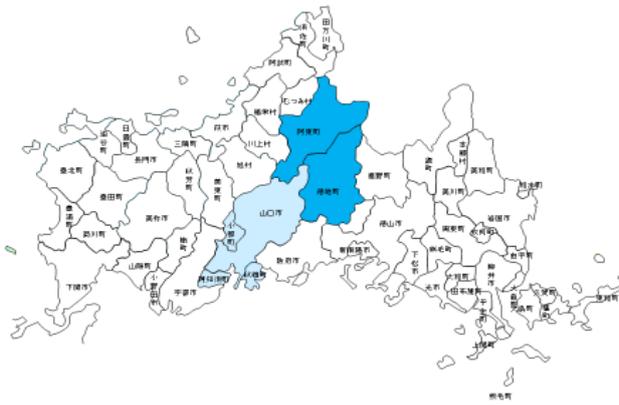
【船木校区】  
 「高齢者の見守り強化」をテーマに、コミュニティ推進協議会を中心として、民生委員や地元事業者、市内事業者と連携しながら見守りネットワークの強化を図り、「孤独死ゼロ」を目標に活動している。



#### 岩戸神楽舞の復興

【万倉校区】  
 地域計画の中に、10年来途絶えていた地元で伝わる伝統芸能である「岩戸神楽舞の復興」を掲げており、昨年度から、地元はもとより、市外の団体や市内の高校とも連携しながら、3年計画で事業に取り組んでいる。来年度の本番(奉納)に向けて、今年度は、「うべの里アートフェスタ2019」のフィナーレとして披露する予定。





**団体名** 山口市  
 (旧徳地町、旧阿東町)  
**面積** 1023.23(583.76) km<sup>2</sup>  
**適用区分** 法第33条2項(一部適用)  
**合併の状況**  
 平成17年10月1日合併  
 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町  
 平成22年1月16日合併  
 山口市、阿東町

## 1 概要 市(町)政方針

### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

徳地地域と阿東地域については、旧町時代に過疎地域に指定されており、過疎対策事業債を活用した特色あるまちづくりを進めてきました。合併後も引き続き、山口市における一部過疎地域として指定がされています。

また、徳地・阿東地域は、本市面積の約57%を占めている一方で、人口は約6%に留まる状況となっており、高齢化率は本市全体は約27%に対し、徳地・阿東地域では約50%で、著しい高齢化の現状にあります。こうした中で、基幹産業である農林畜産業の担い手、地域コミュニティの維持、伝統文化の継承などが喫緊の課題である。

### 【上記に対する取組方針】

#### ■ 過疎地域における人口減少の抑制、人口の安定化

→「地域おこし協力隊」を志向する若者の増加や、都市部における「田園回帰」の潮流高まりを好機としてとらえ、このような若者に、過疎地域での魅力あるライフスタイルを提案する。

#### ■ 地域経済の活性化

→若者の移住定住のためにも、地域経済の活性化は必須であり、基幹産業である農林畜産業の振興を図り、魅力あるものとする。また、他の地域から人や経済の流れを呼び込む、都市農村交流、地域間交流の促進を図る。

#### ■ 過疎地域における日常生活機能の確保など、高齢者でも安心して暮らし続けられる地域づくり

→日常生活圏の中で生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、生活を支える新しい地域運営の仕組みである「小さな拠点」の考えなどを踏まえた持続可能な地域づくりの実践。

## 2 人口・産業別人口(単位:人)

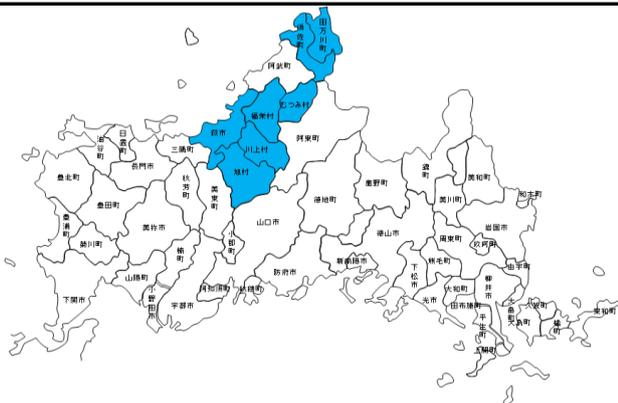


### 3 地域の課題

コミュニティ	<p>地形的な条件から小規模の集落が散在している。</p> <p>若年層の地域外流出や急速に進行する高齢化などにより、地域活力が低下するなど、集落を取り巻く環境は厳しい状況にあり、地域コミュニティの維持も困難な状況にある。</p> <p>しかし、多様な生活空間として、今後も地域コミュニティ維持の必要性から、集落の実情を詳細に把握した上で、集落再編も視野に入れ、地域コミュニティでの生活の安全性、利便性等を確保する必要がある。</p> <p>それぞれの集落の実情に即した対策を講じることが必要であり、併せて集落を支える人材の育成・確保が課題となっている。</p>
生活環境	<p>生活関連道路や産業支援道路等の必要な道路の整備が引き続き求められる。</p> <p>また、人口減少、高齢化の進展に伴い、路線バス等の公共交通機関の採算性が悪化し、路線の廃止・縮小が進んでいることから、地方バス路線の維持や、地域の実情に応じたコミュニティバスやデマンドバスの導入等により、地域住民が生活する上での交通手段を確保する取組への支援が課題となっている。</p> <p>過疎地域における医療の確保に向けた取組として、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援、病院間・病院診療所間の協力体制の構築等、ネットワーク化の推進が重要である。</p> <p>さらに、著しい高齢化の進展に対応し、高齢者の福祉の増進、高齢者関連施設整備への支援、介護サービスの基盤整備等、福祉の確保・充実を進めるとともに、少子化対策や子育て支援対策等にも取り組む必要がある。</p>
産業振興	<p>過疎地域における中核的な産業であった第1次産業就業者は大幅に減少したが、農林畜産業は過疎地域において重要な役割を果たしており、農林畜産に係る基盤整備が引き続き求められる。</p>
移住定住	<p>UJIターン等により都市から地方への移住・交流の可能性が拡大している。</p> <p>そのため、空き家の活用や整備、都市住民に対する情報発信、官民連携による移住・交流に係る受入れ体制の整備等、ハード・ソフト両面にわたる総合的な取組が求められる。</p>
その他	<p>国への今後の過疎対策における要望や基本的な方向としては、単なる過疎振興対策ではなく、過疎地域を国にとっても国土形成のための欠くことのできない重要な地域として捉えていただき、具体的には、1つ目には国民の食糧供給のための重要な基地。2つ目にはバイオマスや太陽光、利水などによるエネルギー供給のための重要な基地。3つ目には景観形成や水源の涵養、森林によるCO2削減効果などの環境保全のための重要な基地としての視点を持っていただいて、これらの多面的機能や国土保全への重要性のもとに、こうした機能を守り、活用するための重要な基幹的公共事業は国の重要政策として展開していただきたい。</p> <p>そして、そうした過疎地域を守り抜くために、そこに暮らす人々の生活を維持し、定住人口や交流人口の定着につながる公共交通、医療、就業確保等々の対策や、AIの活用やIoTを視野に入れた先導的な施策推進が必要である。</p> <p>いずれにしても、人口減少、高齢化社会に対応した過疎地域と都市部の均衡ある発展のために現行過疎法の延長、更には過疎対策事業債などの過疎関係予算の安定的で十分な財源確保のために、新たな法制度創設を含めた恒久化への検討をお願いしたい。</p>

### 5 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: 森林セラピーの推進</b></p> <p>取組概要: 森林セラピーとは、「森林浴」の効果を科学的に解明し、心と身体の健康に活かそうという取組のことで、平成18年に大原湖を中心とした滑山国有林から長者ヶ原一帯の約3,700haが森林セラピー基地として認定されている。</p> <p>本市では森林セラピーを活用して市民の健康増進、地域内外の交流促進・環境保全に資するためにイベントの開催や森の案内人の育成、森林セラピー基地の整備等に取り組んでいる。</p>	
<p><b>取組名称: ほほえみの郷トイトイ</b></p> <p>取組概要: 地区内唯一のスーパーの撤退を契機に、地域住民の主体的な取組により、ミニスーパー機能を備えた地域交流拠点「ほほえみの郷トイトイ」の運営が、地域、NPOの連携により行われている。また、地元農産物を使った惣菜、加工品の製造や、スーパーまで移動できない高齢者のために、高齢者の見守りを兼ねた移動販売車の運行を行っている。</p> <p>その他、高齢者と子供の居場所づくりのための地域食堂や、空き家を改修しモデルハウスとして活用する取組など、地域や行政と連携した幅広い活動も行っている。</p>	



団 体 名 萩市

面 積 698.31 km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第2条1項(全域適用)

合 併 の 状 況 平成17年3月6日合併  
萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村

## 1 概要 市(町)政方針

### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

市町村合併により、本市は県土の約11%を占める広大な地域を持ち、人口減少や高齢化の進行、集落機能の低下・維持困難な集落の増加等の課題が深刻化している。

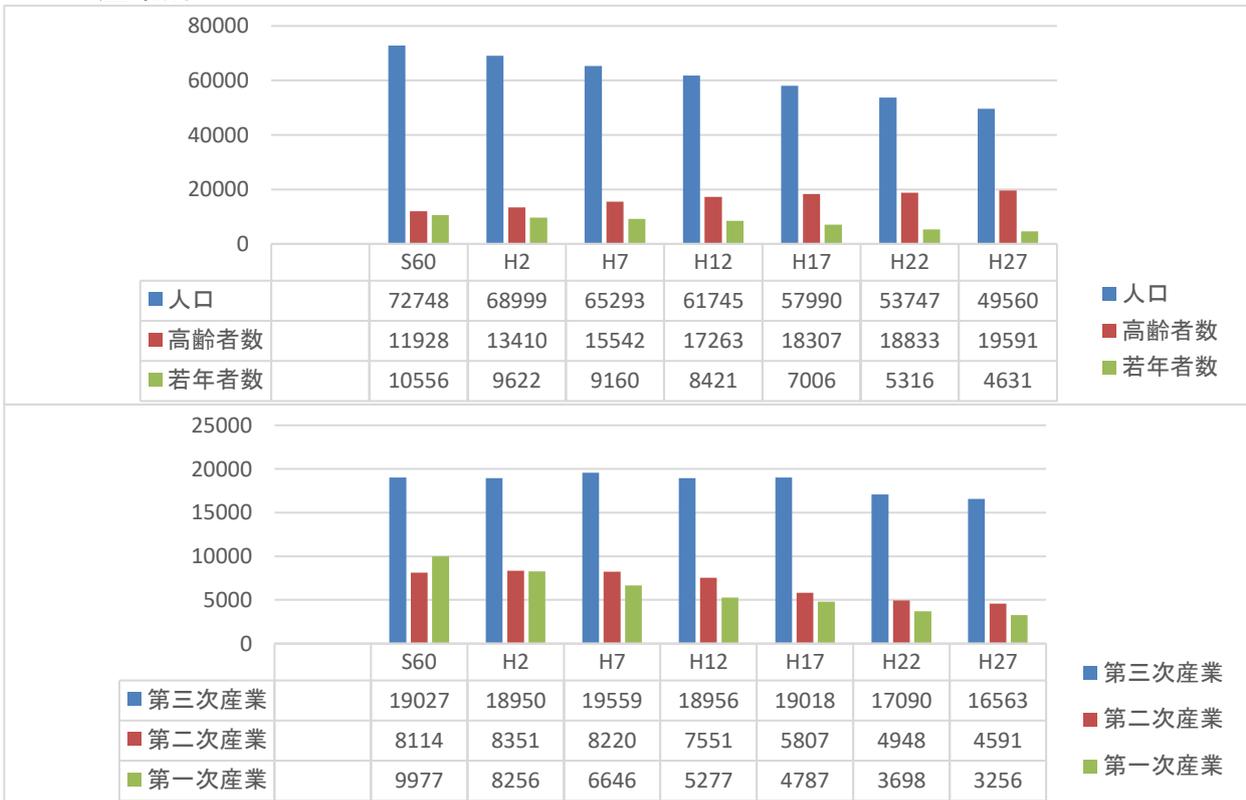
主要産業である農林水産業は慢性的な人手不足が続いており、医療現場においても医師や看護師等が不足するなど、担い手の確保が喫緊の課題である。また、高齢者福祉の増進が望まれているほか、バス路線が廃止・縮小されるなか、公共交通機関を確保するなど、様々な分野で課題を抱えている。

### 【上記に対する取組方針】

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、10年後の社会増減のマイナスをゼロ、出生数を300人以上とすることを明記した「萩市基本ビジョン」に沿った取組を行なう。

- ①持続可能な医療体制の構築や医療・介護・福祉サービスの確保等にかかる取組など
- ②出会い・結婚に対する支援体制の充実や妊娠・出産・子育て環境の充実等にかかる取組など
- ③学校と地域が一体となった地域の特色をいかした学校づくりや将来を担う人材育成のための教育機会の充実等にかかる取組など
- ④地場産業の再生や起業・創業支援、企業誘致の推進、農林水産業の推進、産業の担い手・後継者育成、地域経済の発展を加速化する高速道路ネットワークの形成の推進等にかかる取組など
- ⑤地域DMOによる観光戦略の推進、萩ジオパーク構想の推進、文化財の保存・活用にかかる取組など
- ⑥生活サービス機能の向上、防災体制の強化、交通網の形成にかかる取組など
- ⑦市民との協働によるコミュニティづくり、移住・定住の促進、地域の特色をいかしたまちづくりにかかる取組など

## 2 人口・産業別人口

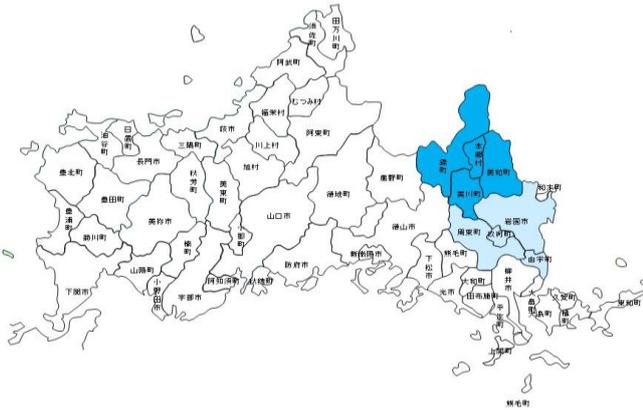


### 3 地域の課題

コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の高齢化により、地域リーダーの育成が困難になり、相互扶助機能が弱体化傾向にある。</li> <li>・地域コミュニティの核となる社会教育施設において、老朽化などによる施設改修が必要であるが、財政的な負担が大きい。</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の医療機関の医師や看護師等の医療従事者の不足・高齢化が深刻である。(医療)</li> <li>・今後も高齢化が進むに伴い、不足すると思われる介護人材の確保対策が必要。(福祉)</li> <li>・集落が点在している中山間地域では、高齢化の進展により、自宅からバス停までの末端部分の移動手段の確保が重要な課題であり、コミュニティバス(無料)を市独自で運行しているが、道路運送法第4条又は第79条の規定に基づくバス(運送事業者または有償旅客運送)でなければ特別交付税の対象とならず、財政的な負担が大きい。(生活交通)</li> <li>・公共交通機関において、運転士の十分な確保ができず、バス路線の一部廃止や減便を余儀なくされている。(生活交通)</li> <li>・萩保健医療圏内の急性期病院は、いずれも小・中規模であるため、がん、脳疾患、心疾患、産婦人科疾患、小児疾患など専門的な機能が不足し、立地が市内で分散していることから、市民が利用する際に効率が悪い。(医療)</li> <li>・過疎地域における高齢者を支える仕組みづくりの取組を進める上で、大型物品(車両)の購入・更新が必要となることが多く、財政面での負担が大きい。(福祉)</li> </ul>
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業全般において、事業所代表者の高齢化が進んでおり、事業所数、従業者数、販売額等が年々減少傾向であり、特に製造業を中心に慢性的な人手不足である。また、人手不足により小規模事業者における事業継承や技術・技能継承ができない等、悪循環に陥っている。(産業振興)</li> <li>・農林漁業後継者は慢性的な人手不足に陥っている。(農業振興)</li> <li>・観光ガイド・施設案内等の活動を行っている人材の高齢化が進んでいるため、新たな人材育成が課題である。(観光交流)</li> <li>・市内全域で光回線・5G環境等、高速ブロードバンド環境の整備が必要。(産業振興)</li> <li>・木材価格・魚価が低迷するなか、農林水産物等の販路拡大にあたり、消費地に遠いため物流コストが課題である。(農業振興)</li> <li>・観光客にとって、交通の利便性の良さが旅行先を選択する上での重要な判断基準となることから、各市町村単位での交通網の形成計画だけでなく、県単位での広域的な交通網の形成計画が必要である。(観光交流)</li> </ul>
移住定住	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住希望者が年々増加しているなか、移住希望者からの相談内容が多様化しているため様々なニーズに応えることができる受入体制の一層の充実が望まれる。</li> <li>・移住者の不安を軽減するため、地域とのパイプ役を担う移住支援員等を設けているが、移住者の支援体制を一層充実させるため、地域が一体となって移住者の受入意識を高めていく必要がある。</li> </ul>

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: 酒米とう精施設整備事業</b></p> <p>取組概要: 農家の所得向上のため酒造好適米「山田錦」の作付け拡大を希望する集落営農法人と、萩阿武地域の「山田錦」を使用した酒造りを希望する酒造会社が、共同で萩酒米みがき協同組合を設立し、酒米とう精施設の整備、運営を実施。(萩市は施設整備に係る一部経費を支援。)</p> <p>酒米とう精施設の整備、運営により、萩阿武産の「山田錦」の生産拡大及び需用の増加による生産者の所得向上とともに、酒米の生産、とう精、醸造まで一貫して地元で行う、全国的にも珍しい体制が構築され、萩阿武産日本酒のブランド力の強化が期待されている。</p>	 
<p><b>取組名称: 介護予防・生活支援サービス事業(住民主体生活支援サービス)</b></p> <p>取組概要:</p> <p>萩市では、平成27年度から、住民が主体的に参加し、自らが担い手となっていくような地域づくりに取り組んでおり、各小学校区ごとに住民が主体となった協議体を組織し、協議体による地域の高齢者等に対する家事援助や買い物補助等のサービス提供を支援している。</p> <p>サービス提供を行うにあたり、車両が必要となる場合の無料貸し出し、車両運行に必要な経費(ガソリン代、保険料、車検代等)の全額負担を市が行い、住民主体による地域内の支えあい体制を整備しており、全国的にも珍しい取組となっている。</p>	



団 体 名 岩国市(旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町)

面 積 872.32(454.34) km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第33条2項(一部適用)

合 併 の 状 況 平成18年3月20日合併  
岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町

## 1 概要 市(町)政方針

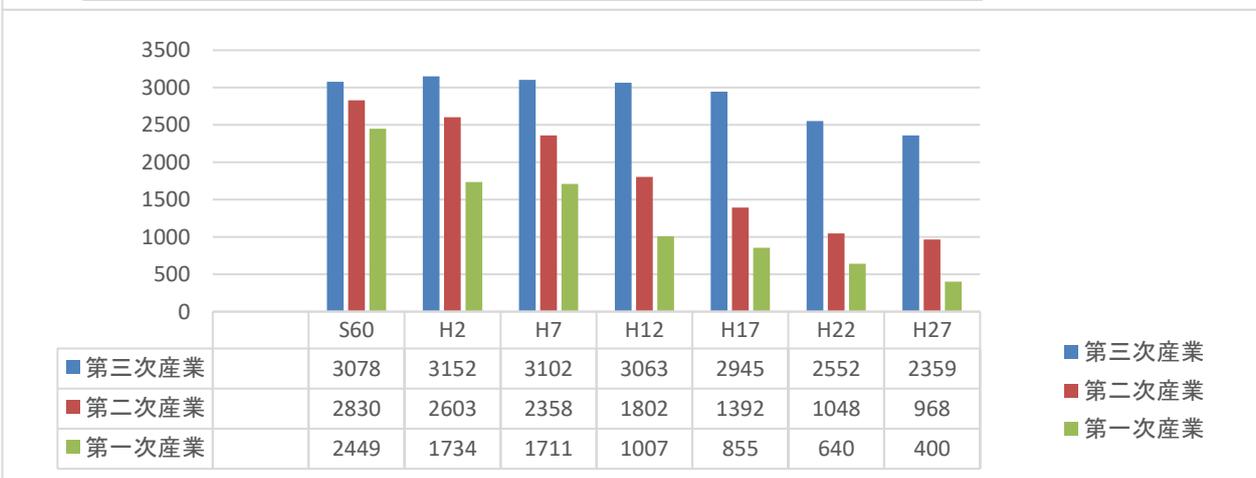
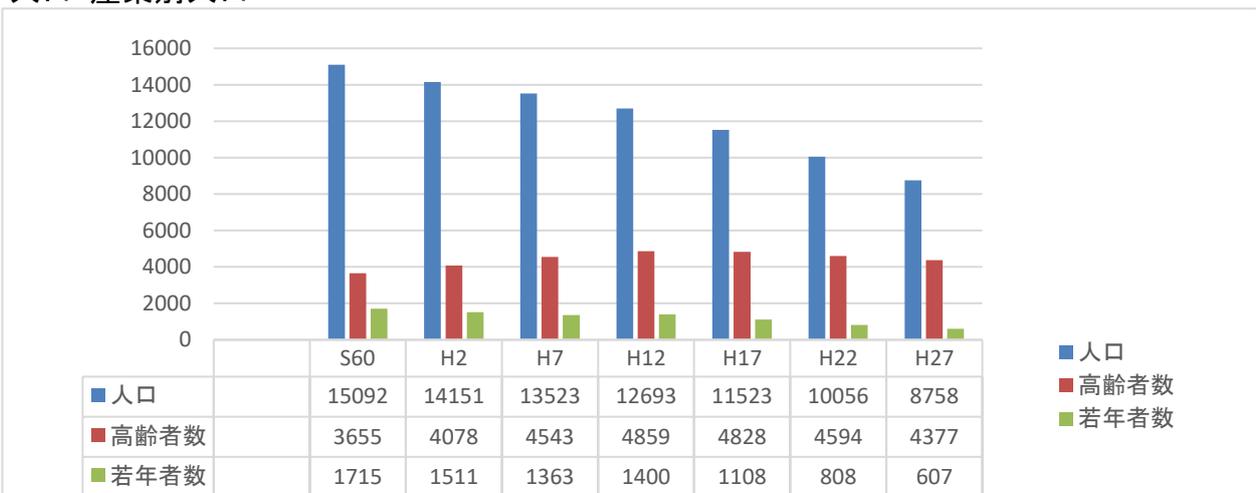
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

過疎地域において、道路網の整備や老人福祉施設の整備、簡易水道、下水道など生活環境の整備などを中心に対策を行った結果、福祉施設や生活環境施設、観光施設などについては一定の成果が上がっている。しかし、国道187号をはじめとする幹線道路の未整備区間や、水道、下水道などの未整備地区も多く残っている。また、合併前に整備された各種施設の老朽化に対する対応も求められている。

### 【上記に対する取組方針】

- ・道路交通基盤、生活環境基盤、情報通信基盤及び産業基盤の整備。
- ・保育の提供の確保、子育て支援。
- ・疾病予防、介護予防推進。福祉医療サービスの基盤整備。
- ・市民との協働のまちづくり。 など

## 2 人口・産業別人口

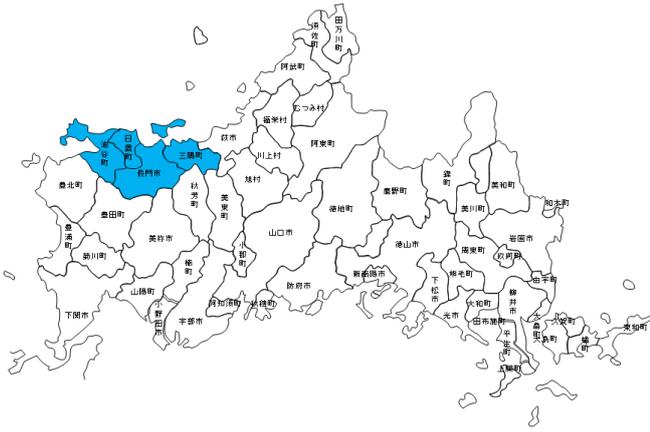


### 3 地域の課題

コミュニティ	過疎化や少子高齢化が進み、耕作放棄地の増加、集落の戸数や地域活動の担い手が減少しており、集落機能を維持するための支え合いの仕組みづくりや、地域を支える新たな担い手の確保・育成を進めていく必要がある。
生活環境	幹線道路や市道の未整備区間が多く、早期に整備する必要がある。また、過疎地域においては、市立の病院や診療所以外に医療機関が少なく、地域住民は身近で医療サービスを受けにくい状況となっている。高齢者については、住み慣れた地域で安心して健康に生活できるよう、保健・福祉基盤の整備や地域医療体制の充実など、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの充実が求められている。
産業振興	過疎地域において、農業従事者の高齢化や地域の過疎化による後継者不足が進行している。また、これにより農業生産高の減少や農地の荒廃が進み、中山間地域の景観が損なわれるなど、厳しい状況に置かれている。また、過疎地域には観光資源が点在しているが、観光客数は減少傾向にあり、その要因としては施設の老朽化等が挙げられる。
移住定住	若年者の流出や高齢化により、地域活動の担い手が大きく減少しているため、田舎暮らし希望者の移住定住促進や、地域外の住民等との交流や連携並びに地域おこし協力隊をはじめとした外部人材の活用を推進していく必要がある。
その他	台風や集中豪雨による大規模な災害の発生、懸念される大規模地震等、災害や救急に対応できる体制及び拠点の整備が求められている。

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: IJU(移住)応援団</b></p> <p>取組概要: 岩国市は、市内の中山間地域を対象に、利用可能な空き家を活用しUJIターンによる地域の活性化を図るために、空き家情報登録制度を設置している。本制度の趣旨に賛同した地域の団体を市は「IJU(移住)応援団」として認定。空き家の掘り起こし、地域情報の提供、移住者のサポートを市と協働でボランティアで活動している。</p>	
<p><b>取組名称: 玖北地域集落点検</b></p> <p>取組概要: 玖北地域(本郷町・錦町・美川町・美和町)の小規模・高齢化集落の住民を中心に組織された「小さな集落の人たちが集う連絡協議会」と連携し地域の維持・活性化に取り組んでいる。平成29年7月～平成30年6月においては玖北地域の小規模・高齢化集落を対象に実態調査を実施。117集落804世帯を戸別に聞き取りを実施した。</p>	



団 体 名 長門市

面 積 357.29 km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第2条1項(全域適用)

合 併 の 状 況 平成17年3月22日合併  
長門市、三隅町、日置町、油谷町

## 1 概要 市(町)政方針

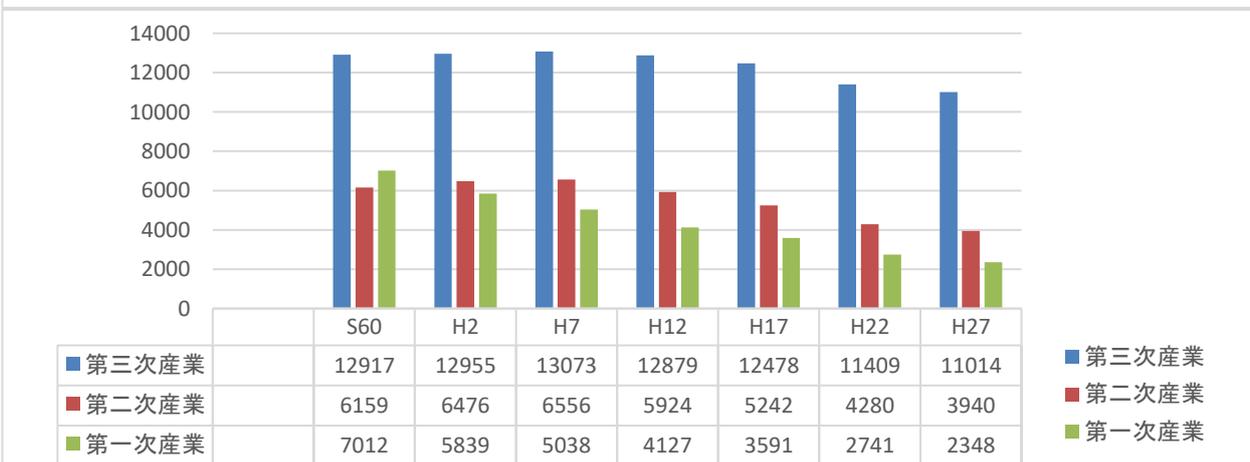
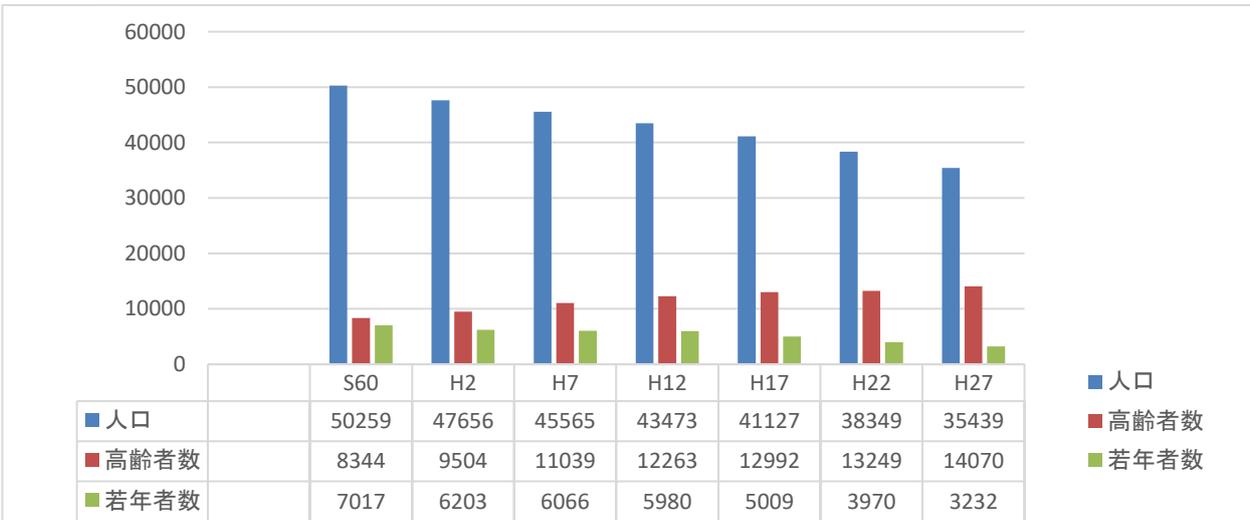
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

本市を取り巻く社会・経済情勢は急速に変化し、地域活性化の取り組みや社会資本の整備が遅れ、人口の減少は今後も避けられない状況となっている。こうした人口減少は、超高齢化社会の要因ともなり、産業や福祉など多くの分野に大きな影響を与えている。今後は若者の定着やUJI ターンの推進を積極的に図り、人口の減少規模を縮小していく必要がある。そのためには、地域活動を軸とした、住民自らが関われる地域の魅力づくりをさらに推進していくとともに、これらの活動を支援する社会環境を整備していくことが必要となる。

### 【上記に対する取組方針】

今後は、住民の心の豊かさの実感となる、人とのコミュニケーションネットワーク整備、特にツーリズムなどによる自然を活かした都市住民との交流など新たなサービスの提供に対応していく。特に、人口定住条件として、産業の振興による経済基盤の確立に加え、上下水道やごみ処理対策、道路網の整備や高度情報社会への対応など、生活環境の整備を両輪とした行政を計画的、効果的に展開することが求められている。

## 2 人口・産業別人口

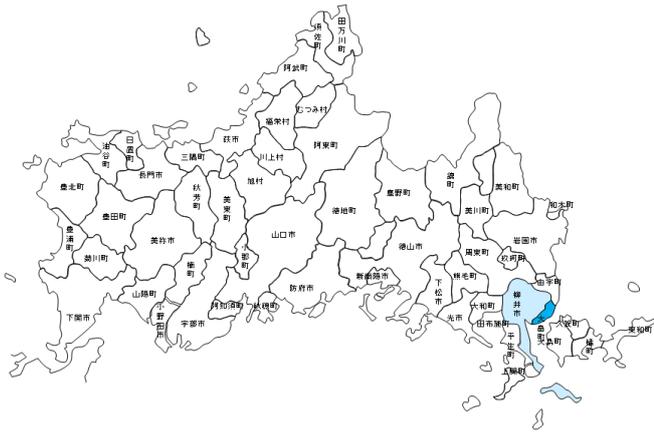


### 3 地域の課題

コミュニティ	<p>地域コミュニティ活動の中心となる役員が高齢化していることから、地域における青壮年層のリーダー養成が急務となっている。また、自立した活動につなげるためのコミュニティビジネスの取組についても支援していく必要がある。さらに、それぞれの地域において、日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」の整備を市民参画により進め、元気生活圏を形成するとともに、各地域に地域おこし協力隊の配置を進めるなど、地域コミュニティの活性化を促進する必要がある。</p>
生活環境	<p>基盤整備においては、厳しい財政状況下において、これまで整備した施設の老朽化対策や維持管理・更新が課題となっている。</p> <p>生活交通においては、人口減少や自家用車の増加により、年々、生活バスや鉄道等の公共交通機関の利用者数は減少していることから、一部運行路線の廃止や減便が検討されているが、公共交通機関は高齢者や児童等、自家用車を利用できない人にとって、通勤・通学や通院・買い物等生活に欠くことができない重要な交通手段であるため、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系の確保が課題となっている。また、高齢化率の高い中山間地を多く擁することから、交通弱者と並行して買い物弱者の移動手手段の確保も課題となっている。</p> <p>医療・福祉においては、人手不足が深刻な問題となっている。また、高齢化によりニーズの高まる在宅医療の推進に向けて、医療・介護連携の推進が必要である。さらに、少子化に伴う産科医、小児科医の不足が懸念されるため、これらの確保が課題となっている。</p>
産業振興	<p>農業においては、従事者の高齢化や後継者の不足が著しくなっていることから、担い手として中心的な役割を担う認定農業者や農業生産法人の育成・支援を行うとともに、地域農業の担い手等への農地集積の推進が課題となっている。</p> <p>林業においては、採算性の悪化や森林所有者の高齢化、シカ被害等により、森林所有者の林業に対する意欲が減退しており、森林管理の粗放化を招いている。しかし、森林は水源の涵養・地球温暖化の防止・国土保全等重要な役割を果たしていることから、森林が持つ多面的機能を十分に発揮できるよう整備することが急務となっている。</p> <p>漁業においても、高齢化と後継者不足が課題となっている。また、漁場の荒廃などの漁業資源減少による漁獲量の低迷に加えて、燃油等の生産経費の増大等により、漁業経営基盤は脆弱化している。</p> <p>商業においては、商店数、事業所数、従業者の減少等極めて厳しい状況にある。特に、三隅、日置、油谷地区などの周辺地域は、購買力の市中心地への集中や市外への分散、後継者不足、経営者の高齢化問題等への解決に向けた取組が必要となっている。</p> <p>観光においては、近年、観光客数は大幅に増加しているが、県内の主要交通拠点からの交通アクセスの改善、観光関連施設の老朽化や経営者の高齢化など受入体制に大きな課題がある。</p>
移住定住	<p>市による従来の周知広報型の移住施策では限界があるため、地域コミュニティや地域団体等の主導による移住施策を検討する必要がある。</p>

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: 俵山地域経営会社の設立</b></p> <p>取組概要: 「山口県中山間地域づくりビジョン」における重点プロジェクトの一つである「地域経営力向上プロジェクト」推進事業にかかる支援地として俵山地域が決定され、県の支援を受けながら地域経営会社設立に向けた準備を行っている。</p> <p>食、温泉などの地域資源を活かして、産業を振興し、仕事の場をつくることにより、自分たちの住む地域を守り、豊かにし、誇りを持って住み続けられる俵山地域を実現することを目標に掲げている。</p> <p>具体的には、弁当事業や飲食店事業による地域食材の販売強化や流通を促進するとともに、空き旅館を使った新たな事業の展開や地元旅館との連携を強化し魅力的な温泉の演出と集客に取り組んでいく。</p>	
<p><b>取組名称: 公共交通空白地有償運送(法第78条)</b></p> <p>取組概要: 長門市では、過疎化の進行により公共交通機関の利用者数が年々減少する中、地域公共交通網形成計画を策定し地域の特性とニーズに合った公共交通としてバス路線の再編を行っている。</p> <p>その計画に基づき、利用者の僅少な路線であっても通学・通院、買い物等、日常生活に不可欠な公共交通を維持することが必要であることから、地域の中心地や基幹交通に接続する交通体系の構築として、地元にあるNPO法人やタクシー事業者と連携して公共交通空白地有償運送(旧過疎地有償運送)を市内3地区で導入している。</p> <p>公共交通空白地有償運送の導入地域では、高齢者をはじめとした地域住民のための「生活の足」として定着している。</p>	



団 体 名 柳井市(旧大畠町)

面 積 140.05(12.02) km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第33条2項(一部適用)

合 併 の 状 況 平成17年2月21日合併  
柳井市、大畠町

## 1 概要 市(町)政方針

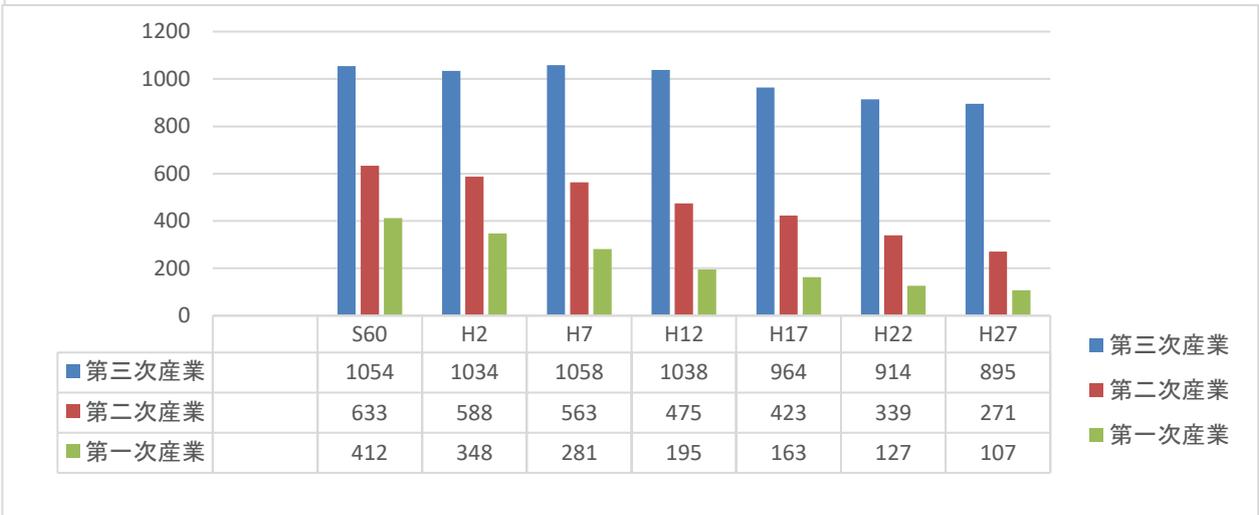
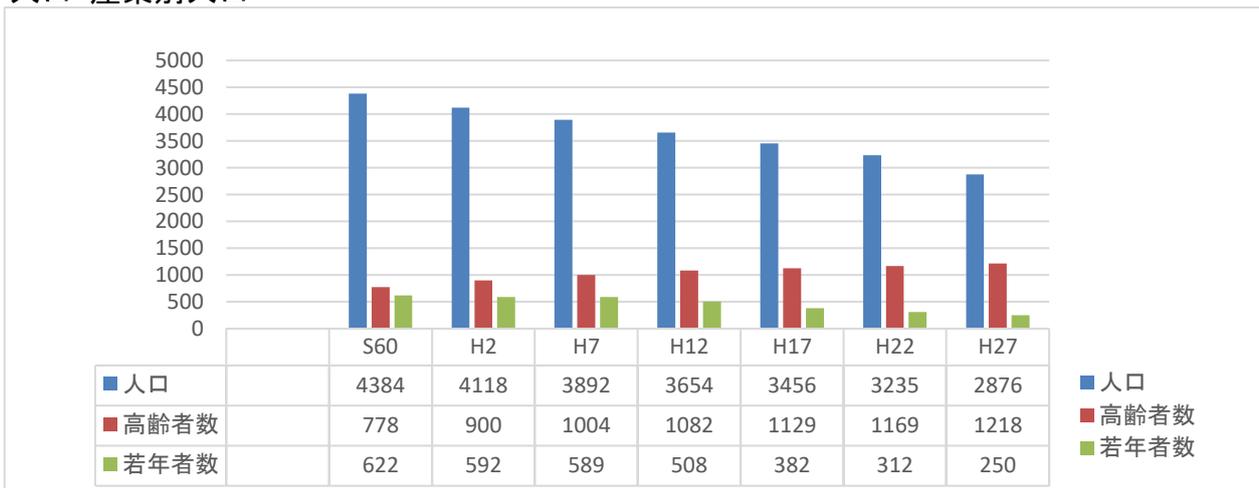
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

高齢化の進展や若者の流出、出生率の低下等、人口の減少が主な課題となっている。

### 【上記に対する取組方針】

住民、企業、団体などがそれぞれ自立し、かつ、それぞれの個性を生かし、共同するまちづくりを目指す。

## 2 人口・産業別人口



### 3 地域の課題

コミュニティ	<p>住民同士のコミュニティは保たれていると考えているが、高齢化による担い手の確保等が課題である。</p> <p>また一方で、長年培ってきた知識や技能を生かし、地域でのボランティア活動など個々の実情に応じた活動を通じて、引き続き社会のリーダーとしてその能力を発揮できる地域づくりを図る必要がある。</p>
生活環境	<p>幹線道路の整備は図れてきているが、市道等の生活道路は、改良整備に努めているものの、道路幅員が狭く、緊急車両が通行できない道路が多く残っている。また、バス路線は、過疎化の進展、自家用車の普及に伴い、利用者が減少し、路線維持が困難になってきている。</p> <p>情報通信分野では、高速インターネット環境の整備は、一部の地域で未整備となっている。</p>
産業振興	<p>農林業は、農家数、経営耕地面積が減少しているほか、高齢化や産地間競争の激化により経営環境が厳しい状況になっている。漁業においても、後継者の確保が課題となっているほか、漁港の老朽化が進んでおり、補強・改修の必要がある。</p>
移住定住	<p>移住者の受入体制の強化を図るため、空き家バンク制度の登録物件となる空き家の掘り起こしのほか、地域の生活基盤、交通体系、教育環境の整備を整える必要がある。</p>

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

#### 取組名称:うずしお母さんの店

取組概要:農家や漁家の女性たちが集まり、田舎のよさとお母さんの温かい雰囲気地域を活性化しようと平成16年4月に大畠観光センター内に「うずしお母さんの店」をオープンし、地元農産物や地域特産品等の販売及び弁当・惣菜等の販売を行う。

平成21年より加工部門を「企業組合うずしお母さんの店」とし、平成24年には山口県農山村振興賞を受賞した。

また、定期的に製造した弁当の移動販売を行っており、この活動は高齢者の安否確認・地域見守り活動の一環も担っており、地域住民から厚い信頼を得ている。



#### 取組名称:ふるさとの道整備事業

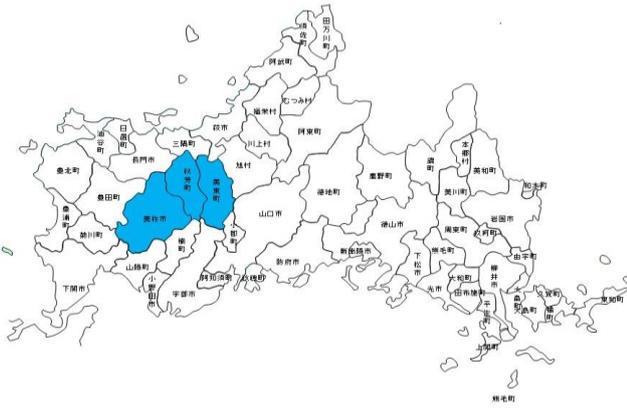
取組概要:

市道改良率は46%と低く、中山間地域では車の離合困難な箇所も多い。地元からは緊急車両が入るようなどの要望があるが、財政的制約も多い。

平成6年度から、住民の手で道路を整備する事業を開始した。住民はどこを整備するか、幅員拡幅のためどの土地を寄附するかを決め、市は整備内容等を審査し、上限100万円/件(原材料、重機借上料)を補助する。住民は休日などに重機を操り、スコップをふるう。

平成30年度までの25年間で4,758mを整備、標準的工事の3割程度ですみ、約2億円を節約できた。地域では、自分たちができることは自分たちでという意識が芽生えるなど、自治機能の向上や住民同士の繋がりの強化がみられている。





団 体 名 美祢市

面 積 472.64 km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第2条1項(全域適用)

合 併 の 状 況 平成20年3月21日合併  
旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町

## 1 概要 市(町)政方針

### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

人口減少・少子高齢化・モータリゼーションの進展、郊外への大規模小売店舗の立地等に伴い、中心市街地では空洞化が進み、地域のコミュニティ・文化・歴史などが失われつつある。

平成20年の1市2町の合併により、市域面積は広大になったが、人口は年々減少し、地域活力は年々低下傾向にある。

旧市町の中心地だった地域では個人商店などが閉店しており、さらにスーパーの撤退もあり、今までの賑わいが減り、人通りも少なくなっている。

さらに市内において、児童・生徒数の減少に伴い小・中学校の統廃合を実施している。

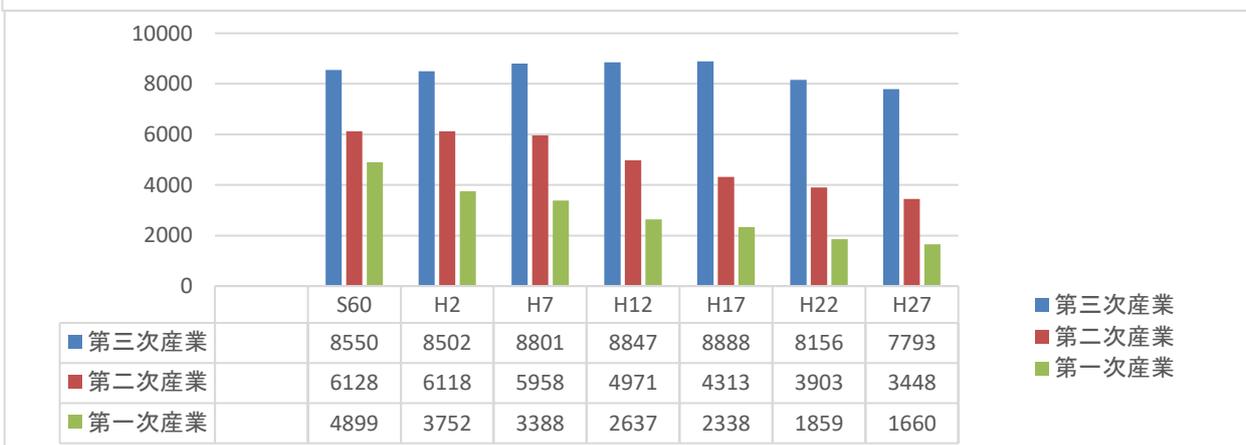
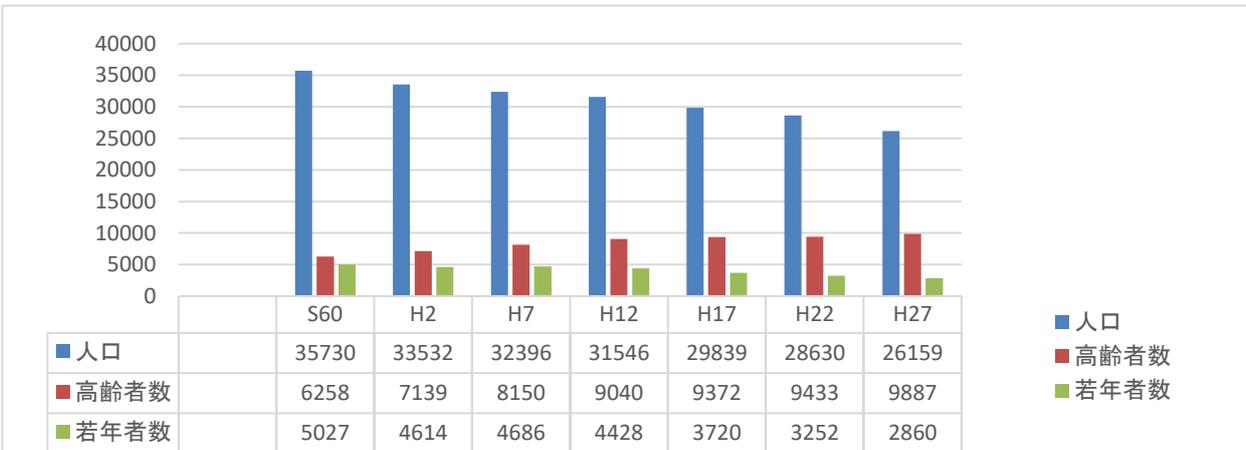
### 【上記に対する取組方針】

民間事業者による移動スーパーが実施されている。

また、市が運行する交通移動手段の効率化、高齢化に対応した日常移動手段の確保、小・中学校を統廃合した地域への「通学環境」の整備を行っている。

廃校になった旧校舎を公民館や地域の農事組合法人事務所などとして利活用している。

## 2 人口・産業別人口(単位:人)

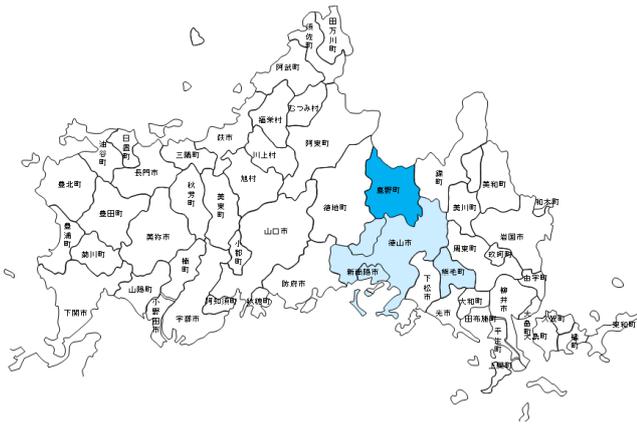


### 3 地域の課題

コミュニティ	地域の担い手の不足により、地域の伝統芸能、祭り等の継続が危惧されている。また、地域のリーダーを担っている人が高齢となり、その後継者となる若者がおらず、地域組織の維持に苦慮している。
生活環境	路線バスの便数が少ないため、公共交通機関乗り継ぎの利便性の向上、待合い環境の改善が必要となっている。 また、「コミュニティバス」や「のりあいタクシー」により、交通不便地域の解消に取り組んでいるが、今後は、地域住民との協働、福祉部門の連携による取り組みが不可欠となる。この取り組みには地域組織の設立と地域リーダーの育成が必要となる。 さらに、高齢者人口の比率が増加し、医療の受入体制を整える重要性が増しているが、医療従事者が不足している。
産業振興	林業については、従事者の高齢化、担い手不足により、手入れが行き届いていない森林が増加している。農業についても同様で、今後、農地の適正な保全が危惧されており、農事組合法人も設立されているが、組合員の高齢化が問題となっている。 荒廃農地の再生を目的とし、農業委員会と連携して荒廃農地への作物作付等を行った農業者に対し支援を行っている。 また、観光産業においても、後継者がいない店舗は閉店し、空き家となっている店舗が見受けられる。 さらに、観光地は、高齢化による作業従事者の不足により、今後、景勝地の維持管理を行う環境保全対策に支障をきたす恐れがある。
移住定住	以前よりも空き家登録、利用登録に関する問い合わせは増加しているが、借り主のニーズにマッチした物件は早期成約となるが、ニーズにマッチしない物件は長い期間掲載されたままになっている。市としても、情報バンクに登録された空き家のリフォーム経費、登記経費の一部補助を行い、空き家等情報バンクの活用を推進しているが、大幅な人口増加には至っていない。 また、就農希望者・予定者への就学・研修の支援や就農時の初期負担の軽減を図るための支援も行っている。 市内への通勤者の定住施策として住宅購入時の支援や、結婚新生活支援の補助事業を実施しており、補助事業の利用者はいるが、大幅な人口増加には至っていない。
その他	廃校となった旧校舎を公民館として、また地域の農事組合法人事務所や地域交流の場として活用している。

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称:「住民主体の地域づくり」の推進</b></p> <p>取組概要:本市では、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む「住民主体の地域づくり」を推進している。美東町赤郷地区が市のモデル地区選定を受け、赤郷地区振興会が中心となり、地区住民アンケートを基に協議を重ね、平成30年6月に『赤郷夢プラン～住んでよかった住みたくなる赤の郷』を策定し、赤郷地区の活性化「再生」を目指している。 現在、振興会が地区の児童の通学送迎業務を市から受託しており、送迎車が空いている時間帯に、地区内交通弱者の買い物等の支援を検討していく予定である。また、同地区で「健康カフェ」など開催する際に、デマンド型交通の取組(実証走行)を目的に送迎を行うこととしている。</p>	
<p><b>取組名称:「鳳鳴やまさと会」の活動</b></p> <p>取組概要:美祢市鳳鳴交流センター(旧鳳鳴小学校(H24.3閉校)校舎)を、「鳳鳴やまさと会」が指定管理者として、平成27年4月から管理運営を行い、様々なイベント等を実施している。 しめ縄や門松づくりの「ふるさと伝承講座」、健康づくりの場として講師を招いての「懐メロ歌謡を歌って健康づくり」などの「健康カフェ」や「グラウンドゴルフ大会」を開催し、世代を超えた地区住民の憩いの場と交流の場となっている。 さらに、「フリーマーケット&amp;秋の収穫祭」をはじめ、18の演奏者(個人・グループ)を招き、教室などを使用した「音楽イベント」や美東町ゆかりの画家4名による「アートカルテット展」など特徴あるイベントを開催しており、地区住民と都市部住民がふれあう、交流の場となっている。</p>	



団 体 名 周南市(旧鹿野町)

面 積 656.29(181.45) km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第33条2項(一部適用)

合 併 の 状 況 平成15年4月21日合併  
徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町

## 1 概要 市(町)政方針

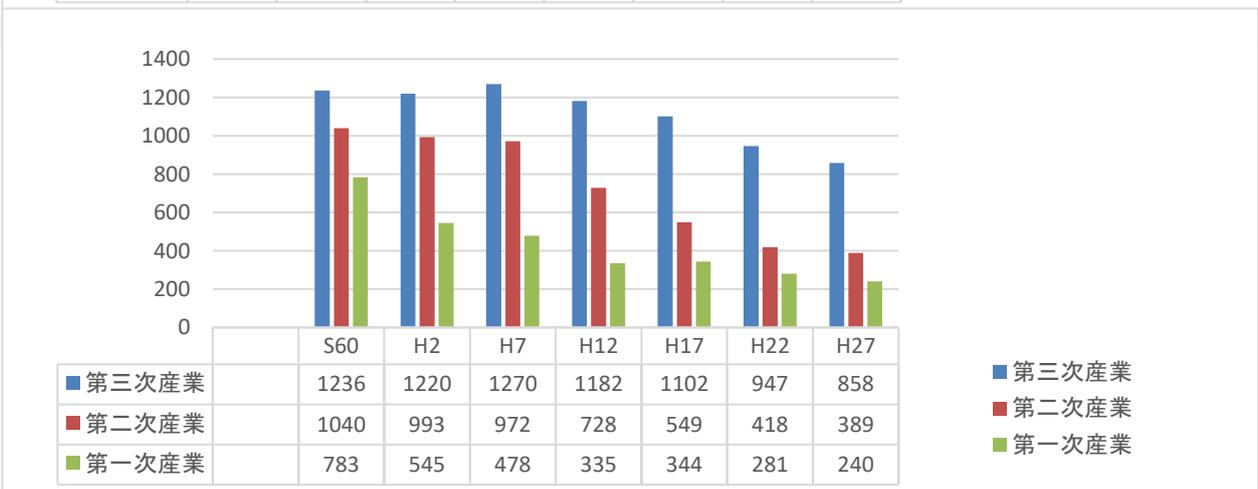
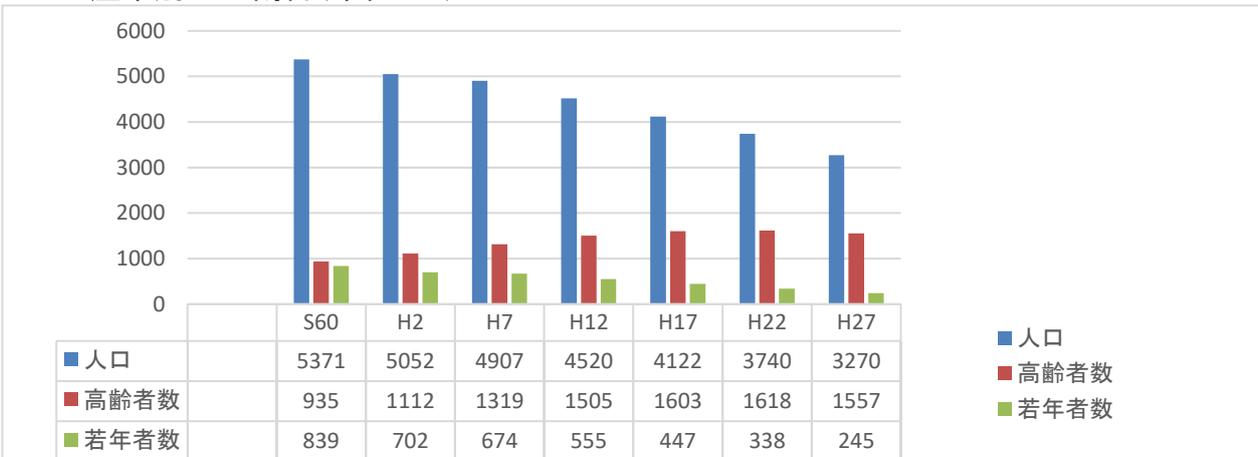
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

鹿野地域では、引き続き人口減少、少子高齢化が進行しており、農業をはじめとした基幹産業の担い手確保、医師の確保、空き家対策、地域医療・生活交通の充実、集落機能の維持、地域コミュニティの活性化、公共施設の維持など、取り組むべき課題がある。

### 【上記に対する取組方針】

多様な主体による自主的な取組を通じ、地域が抱える様々な課題を解決できる仕組みをつくり、豊かな地域資源を最大限に活用して地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも誇りと愛着を持って住み続けられる地域社会の実現を目指し、ハード・ソフトの両面から事業を展開している。

## 2 人口・産業別人口割合(単位:人)



### 3 地域の課題

コミュニティ	鹿野地域については、旧小学校区が5つあり、それぞれにおいて様々な地域活動が行われてきたが、人口減少、少子高齢化が進む中にあるのは、旧小学校区に捉われず、地域が1つにまとまり、誇りといつまでも愛着を持って住み続けられる地域社会の実現に向けた取組を進めていく必要がある。
生活環境	生活サービスを十分に受けられない地域もあることから、買い物や医療など一定の生活機能を有する中心地域や市中心部へ交通などで繋げる「小さな拠点」づくりを進めていくとともに、道路、水道、下水道など今後老朽化が進むインフラについては更新・改修などを進めていく必要がある。
産業振興	耕作放棄地の拡大や担い手不足が深刻化しており、担い手確保に向けた取組や、農林水産物の付加価値を高めるための農商工が連携した6次産業化を進めるとともに、地域が持つ資源や魅力などを生かしたツーリズムの展開など人・自然・経済が循環する活力あふれる地域を目指す。
移住定住	人口減少により空き家が増加しており、管理がされずに周辺へ悪影響を及ぼしている家屋もある。あわせて移住希望者が利用できる貸し出し可能な住居については、入居者が入ることで減少しており、利用可能な空き家の確保を進め、UJIターンの促進を図っていく必要がある。

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称:新規就農者定着に向けた取組</b></p> <p>取組概要:人口減少や高齢化の進行により、農業の担い手が年々減少している中、将来の地域農業の担い手の確保が課題となっている。</p> <p>市では平成28年度から自営就農者の確保・育成を目的とした支援制度『新規就農者パッケージ支援事業』を創設し、夏秋トマトとわさびの複合経営での就農者受入を進めている。</p> <p>具体的には、県立農業大学の「やまぐち就農支援塾」と現地研修を組み合わせた「技術の修得」、農地中間管理機構を活用した「農地の確保」、補助事業により整備した栽培施設等を貸し出す「機械・施設の整備」、空き家の斡旋等による「住居の確保」をパッケージで支援し、新規就農者の確保を進めている。</p> <p>平成31年4月までに20代の新規就農者6名が中山間地域に定住し、農業だけでなく、地域の担い手としても活躍している。</p>	
<p><b>取組名称:認定こども園の開設に向けた取組</b></p> <p>取組概要:現在、鹿野地区には市立の幼稚園と保育園を開設しているが、幼稚園は園児が減少傾向にあり、今後も増加する見込みが少ないこと、保育園は園舎の老朽化により、近い将来、大規模な改修が必要な状況となっている。</p> <p>このため、より多くの子どもが同じ施設で教育・保育を受けられるよう、幼稚園と保育園を統合し、周南市の公立では初めてとなる幼保連携型認定こども園を設置することとした。</p> <p>今後のスケジュールとしては、令和2年4月から現在の保育園舎において認定こども園を開設、運営を開始し、同時に幼稚園舎について、認定こども園として必要となる設備等の改修工事を行い、整備が完了した後に移転する予定である。</p>	



団 体 名 周防大島町

面 積 138.09 km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第2条1項(全域適用)

合 併 の 状 況 平成16年10月1日合併  
久賀町、大島町、東和町、橘町

## 1 概要 市(町)政方針

### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

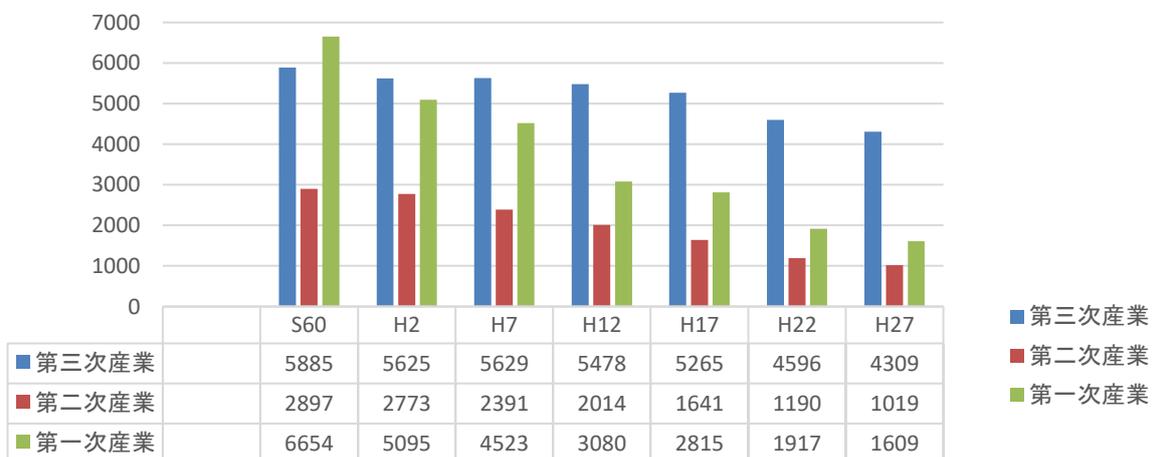
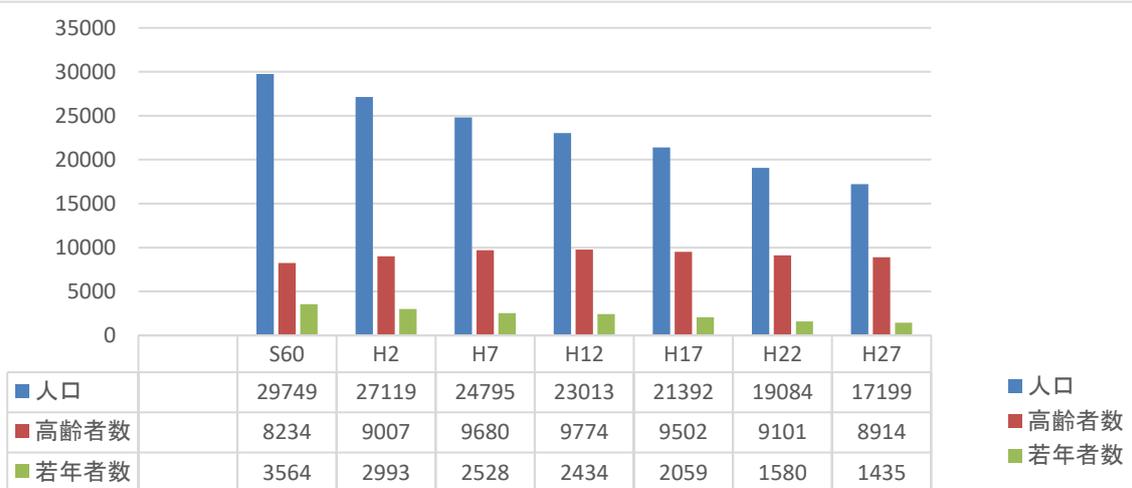
本町は、高速道路、新幹線、空港といった広域的な交通基盤から取り残された立地条件にあり、急激な人口流出により、昭和35年以来、幼年層90%以上、若年層80%以上という高率の減少率となっている。これに伴って、高齢化率も上昇し、現在では50%を超えている。

過疎化・高齢化に伴う生産性の減少・地域力の減退が課題となっている。

### 【上記に対する取組方針】

急激な人口流出に歯止めをかけ、若年層の定住を促進し、過疎地域の振興を図るため、生活環境・交通通信体系・教育文化施設の整備、医療・福祉の向上、産業の振興等の諸事業を総合的に行っていく。

## 2 人口・産業別人口(単位:人)



### 3 地域の課題

コミュニティ	<p>若年層の大幅な減少により、担い手不足となった集落では、地域行事の縮小、地域住民の協力で管理してきた施設の荒廃、伝統文化の喪失などにより集落の弱体化が進み、いずれは集落の消滅を迎えることとなる。地域コミュニティの維持・活性化に向けて、コミュニティ活動の支援や支援員の配置、集落の担い手の確保、集落の再編等の取組を行っていく必要がある。</p>
生活環境	<p>基盤整備については、全国水準を下回っている下水道普及率の向上が必要。生活交通については、鉄道が無いためバス運行の維持が必要不可欠となっている。また、本町には4つの有人離島があり、離島航路の維持も課題の一つとなる。高齢者の安心した生活の確保や若年層の移住・定住を進めるうえで、医療の確保や福祉の充実も重要な要素となる。病院従事者の確保や、設備の整備、子育て世代や高齢者への福祉を充実させていく必要がある。</p>
産業振興	<p>農業振興については、若年層の減少による労働力減少、後継者不足、耕作放棄地の増加等の課題があり、また有害鳥獣対策も大きな課題となっている。農業環境を整備するとともに、労働力の確保に向けた取組を行っていく必要がある。観光交流については、毎年観光交流人口が増加しており取組の成果が出ていると感じるが、さらなる観光交流人口の増加に向け観光資源の発掘や特産品の開発が必要となる。</p>
移住定住	<p>平成24年4月より周防大島町定住促進協議会を発足し、移住定住の推進に力を入れている。移住者が町内で起業するなどの実績がある一方で上記のような課題が多く残り、若い世代の定住の妨げになっている。上記課題を総合的に改善し、移住・定住へとつなげていく事が必要となる。</p>

### 4 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: 体験交流型観光推進事業</b></p> <p>取組概要: 本町の商工観光課が事務局を務める周防大島町体験交流型観光推進協議会において、体験型教育旅行(民泊)の誘致・推進に取り組んでいる。町外の小学生・中学生・高校生等に民泊受入家庭にホームステイしてもらい、農山漁村の生活を体験するとともに、地域住民との交流を深めてもらう。民泊家庭ではみかんの収穫や作物の種まき収穫、網漁や太刀魚釣り等の漁業、ひじきやわかめの採取等、実際に日頃行っている家業の手伝いを行う。平成20年度から受入れを開始し、平成28年度には累計受入れ2万人を突破している。</p>	<p>体験型教育旅行</p> <p>～海と山 自然がいっぱいの島は笑顔がいっぱい 感動がいっぱい～</p> <p><b>感動☆島体験</b></p>  <p>中国四国農政局 ディスカバー 農山漁村の宝 選定地区</p>
<p><b>取組名称: 定住促進協議会</b></p> <p>取組概要: 平成24年に定住促進協議会を立ち上げ、「交流から定住へ」をキーワードに定住対策に力を入れている。移住者の定着を目指し、移住前に周防大島町のことを知ってもらうため、周防大島での生活を体験するとともに島の医療制度の紹介や、島の生活費にまつわるセミナーを組み込んだ島時々半島ツアーや、実際に周防大島町に一定期間住み、田舎暮らしの不便さやご近所の方々との触れ合いを体験してもらうお試し暮らし制度等を行っている。平成24年から6年間で67家族174人が移住している。</p>	<p>サービス依存症には、これが効く。</p> 



団 体 名 上関町

面 積 34.69 km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第2条1項(全域適用)

合 併 の 状 況 -

## 1 概要 市(町)政方針

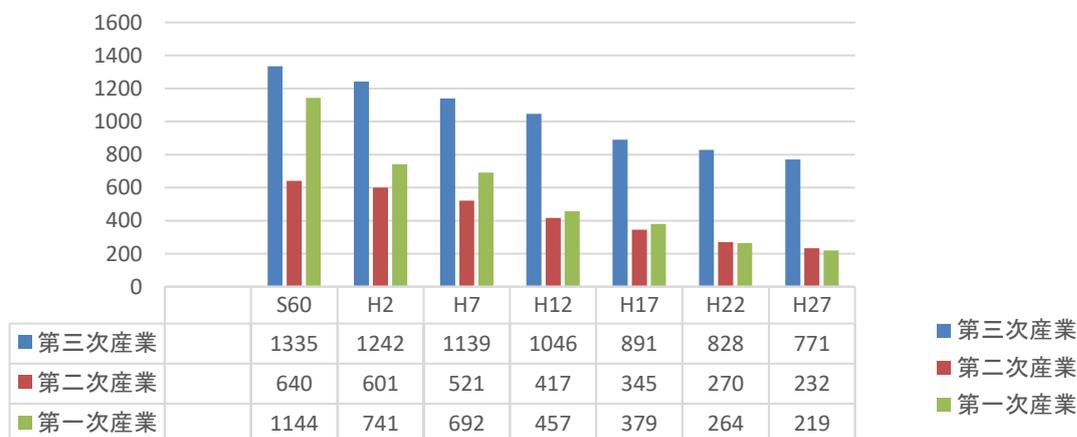
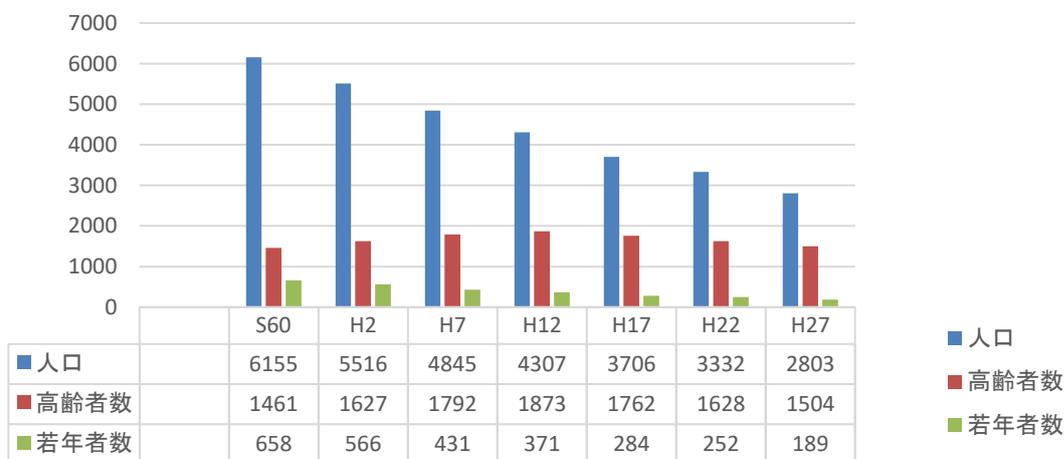
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

半島及び離島地域から構成され、地勢的に不利な条件にある本町は、人口減少・少子高齢化の傾向が顕著であり、依然として過疎化が進行する厳しい状況にある。また、交通・情報通信基盤やサービス、下水道等の生活環境や保健・医療・福祉等の施設整備水準は、他地域との大きな格差が見られる。地域産業の活力低下や雇用機会が不十分なため、若年層を中心とした人口流出に歯止めがかからず、過疎化が加速する悪循環が続いている。また、様々な面で地域を担う人材が不足しており、コミュニティの自治機能、潜在力も弱まっている。

### 【上記に対する取組方針】

- ・豊かな暮らしの環境整備の推進
- ・地域資源を活用した産業活力の向上
- ・交流・連携による創発社会の形成

## 2 人口・産業別人口(単位:人)



### 3 地域の課題

コミュニティ	過疎化による人口減少で、人材不足が深刻化しており、一部の住民や行政に負担が集中、コミュニティの自治能力や潜在力が弱まってきている。今後は、地域内の従来の枠組みに捉われないことなく、様々な面で協働・連携を強めていく必要がある。
生活環境	これまで町内の道路網整備や離島航路の整備、診療所や老人福祉施設などの施設整備にも取り組んできたが、下水道等の生活環境や医療・医師等の確保などは、未だに他地域との大きな格差が見られる。また、これらの事業を町単独で実施するには、財源や技術、人員の不足が見込まれることから、広域圏での連携が必要となってくる。
産業振興	道の駅や温浴施設の整備により観光客などの交流人口は増加したものの、町全体で見ると地域産業の活力は依然として低下傾向にある。雇用機会も不十分で、小さな町では民間活力が弱いと見られ、行政による支援も必要となる。農林水産業においても、高齢化や若手後継者の流出等により、次世代の担い手確保など厳しい状況にある。主要産業が第一次産業である当町においては、今後は水産業の再生や儲かる漁業の仕組みづくり、六次産業化など、若者のやりがいや将来性のある仕事につながる施策が必要となってくる。
移住定住	人口減少が深刻となっている中、これまで、質の高い住宅の整備のほか、子育て世代への独自の支援策など、ハード・ソフトともに幅広く定住促進対策の強化を図っており、町の重点施策として今後も継続していく。移住者についても、今年度から実施される移住支援事業を見込んでの移住も想定されることから、現在実施している空き家バンク制度の充実や、空き家・空き地等を利用した住宅整備も検討していく必要がある。
その他	原子力発電所誘致問題を抱えているが、東日本大震災以降、国のエネルギー政策が不透明であり、原子力財源が見込めないため、いかに国や県の事業に乗れるかを検討するとともに、新たな財源を模索していく必要がある。また、昨年度建設し、今年度より稼働を開始した風力発電事業について、その売電収入を新たな自主財源とし、ソフト・ハードの両面について、十分に精査しながら有効に活用していく。

### 5 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

<p><b>取組名称: 花咲く海のまち推進事業</b></p> <p>取組概要: 上関町花づくり連絡協議会による活動。上関町のメインテーマである「花咲く海の町・上関」による美しいふるさとづくりを目指し、町内の観光スポットや各地区の花壇などへの花の植え込み作業や維持管理などを精力的に行っている。道の駅や温浴施設等の整備により、観光客数も年々増加しており、町観光協会や小中学校、行政との協働を図りながら、地域が一体となった花による魅力的なまちづくり・人づくりに向けた活動に積極的に取り組んでいる。写真は、町の花である「のじぎく」の苗を地元小中学生と一緒に植え込みを行っているもの。</p>	
<p><b>取組名称: かまどがせき会</b></p> <p>取組概要: 上関地区内の伝統文化・芸能・祭事等を保存し、郷土の活性化、文化的振興に寄与することを目的として活動している。人口減少や高齢化により、町の伝統文化の継承に危機感を抱いた有志が集結し、次世代への継承・保存について積極的な取り組みを行っている。毎年1月に行われる「上関神明祭」では、祭の準備やご神体づくり、神舞の披露など、地域の若者を巻き込みながら、祭事の伝承・普及に精力的に取り組んでおり、一時は規模が縮小していた伝統ある祭が、かまどがせき会によって復活、毎年多くの観光客で賑わっている。</p>	



団 体 名 阿武町

面 積 115.95 km<sup>2</sup>

適 用 区 分 法第2条1項

合 併 の 状 況 ー

## 1 概要 市(町)政方針

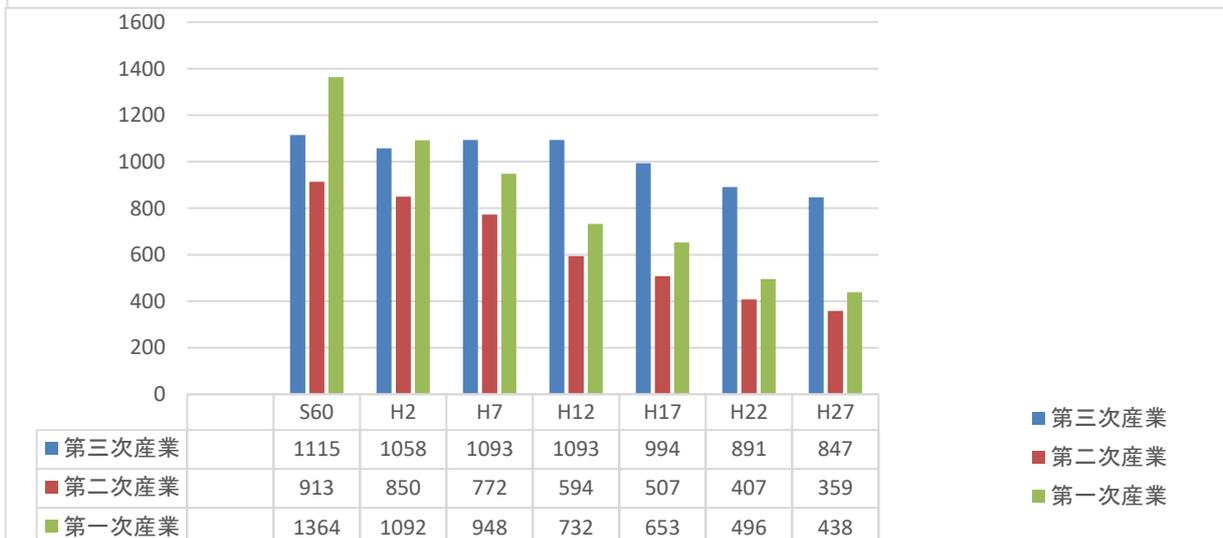
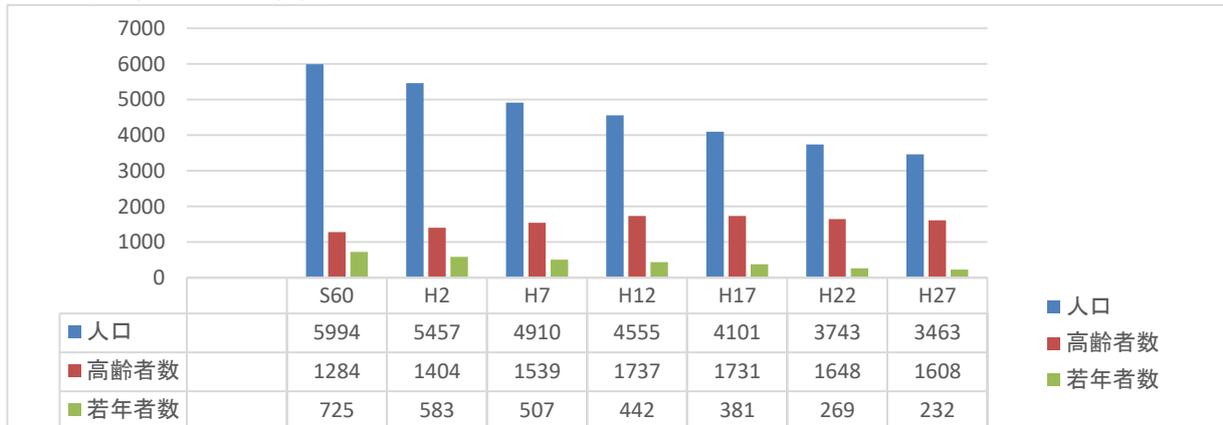
### 【過疎地域の現状・課題等に関する概要】

昭和30年代には1万人超であった人口が、現在では3,300人弱と激減し、移住者が増えているとはいえ、依然として人口減少が進み、高齢化率も48%超と少子高齢化が進んでいる。また、簡易水道施設、集落排水施設などについては、整備後30年を経過している場所もあることから、機能保全と長寿命化対策が必要である。そのような課題を抱えた中で、町の財政力指数は0.17と脆弱で、阿武町にとっては過疎法の継続による国の財政支援は不可欠である。

### 【上記に対する取組方針】

人口流出に歯止めをかけるため、第一次産業の振興、企業誘致による積極的な就業の場づくりを行い、関係人口づくりに努めるとともに、新たなUターンやIターン者を受け入れるあらゆる定住対策や住民が将来にわたり安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を図るための防災、福祉、交通対策やインフラ施設を維持していく長寿命化対策も継続しながら、持続可能な地域内循環型社会の構築を図る。

## 2 人口・産業別人口(単位:人)



### 3 地域の課題

コミュニティ	過疎地域の人口減少や高齢化により、地域のつながりが希薄化しているため、そのつながり支援を行う必要がある。また、同じく人口減少や高齢化により、地域の担い手が減少している。そのため、伝統文化の継承や見守り体制、生活道の管理が困難になってきている。
生活環境	自動車運転が困難な独居や高齢者のみの世帯が増加している一方で、地域内の関係の希薄化により公共交通に頼らざるを得ない状況にあるが、バス停や駅までも行けない高齢者が多い。タクシーも営業所が一ヶ所のため、限られた者しか利用できない。また、町内には、入院できる医療機関がなく、医療機関が少ないため、十分な在宅医療体制が整っていない。常時医療が必要な場合は、町外の医療施設に入院せざるを得ない。その他、上下水道施設については、給水率62%、普及率95%と整備率が高いものの、施設整備後、かなりの年数を経過しているところもあることから、機能保全と長寿命化対策も今後の課題である。
産業振興	町の基幹産業となっている第一次産業を中心に、担い手不足や高齢化により産業の衰退の大きな危機を抱えている。また、産業や観光、交流の相乗効果を生み出す「まちの縁側・宿泊」拠点となるよう道の駅の機能も充実させながら、循環型社会の構築をしていく必要がある。
移住定住	ライフスタイルや働き方の多様化が進み、都市住民の移住願望を実現する観点から、移住者のニーズに対応した多様な交流の機会を創出することが必要である。また、移住を促進するための地域を知ってもらう仕組み「暮らしの体験」づくりも重要となる。

### 5 地域の取組(行政、地域団体の独創的な取組)

#### 取組名称: 森里海新たなしごと創出プロジェクト

取組概要: 町内に新たなしごとを作り、所得の向上を図るため、水産業では毎月専門家を召致して神経メなどの技術指導、販路開拓・六次産業化に関するアドバイス、道の駅スタッフ等への販売指導、第一次産業を就業先とするための啓発活動、各種研修会などを実施する。林業では中山間地域で注目されている長伐期施業の手法を取り入れた自伐型林業を推進する。遠岳山や町有林を活用してモデル林を創出しながら町民及び移住者向けの研修を開催し、地域の生業としての林業を再構築する。施行技術のみならず、製材や薪利用を促すことでの出口対策も並行して実施する。



#### 取組名称: まちの縁側推進プロジェクト

取組概要: 阿武町を訪れる人々の滞在時間を延ばし、阿武町の暮らしを知り、移住・定住・関係人口の増加を促進するまちの縁側機能を構築するため、阿武町の玄関口である道の駅等に、滞在型交流拠点(キャンプフィールド、ビジターセンター、簡易宿泊所)を整備するとともに、町内各地で阿武町暮らしを見せるための暮らしの体験プログラムの開発を行うとともに、道の駅を拠点とした地域内経済循環を促進する。



## 参考

### 「山口県過疎地域対策等研究会」について

#### 1 研究会設置目的

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の適用期限(令和3年3月31日)後においても、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、県内過疎市町等を構成員とする研究会を設置し、地域の実情を踏まえた今後の過疎対策のあり方を検討する。

#### 2 研究会概要

##### (1) 構成員

県、県過疎地域対策促進協議会及び自立促進法適用地域市町(12市町)の実務担当職員

##### (2) 活動内容

構成員による意見交換・検討等を進め、本年10月末を目途に中間報告、令和2年3月末を目途に最終報告を公表

#### 3 研究会における主な市町意見

##### 第1回研究会(令和元年6月7日開催)

###### ○過疎対策の現状及び課題について

###### 《過疎地域の現状・課題》

- ・医療・福祉分野等の人材不足などにより、生活基盤水準の維持が困難に
- ・人口減少・高齢化により、地域コミュニティや集落の維持、交通手段など生活支援サービスの維持等に課題
- ・産業振興においても、若者流出や慢性的な人手不足により民間活力が低下している

###### 《課題解決のために必要と考えられる取組について》

- ・地域資源(特色ある産業や自然環境等)を確実に移住・定住の促進に繋げていくための施策
- ・観光、商業、流通部門との複合化や起業家支援など、総合的な地場産業支援
- ・革新的技術に対する期待感、技術を活用する上での5Gなど情報通信基盤の整備の必要性

##### 第2回研究会(令和元年7月25日開催)

###### ○過疎地域への最新技術導入への障壁について

- ・最新技術を導入するための情報通信網の整備・更新費用の捻出に課題あり
- ・ICT技術に係る事業者・専門家の不足

###### ○市町間の連携・都道府県による補完について

- ・買い物支援や生活交通等など、市町域を超えた生活圏の形成における市町間連携の必要あり
- ・無医地域への医師・看護師の市町域をまたいだ派遣等の連携の仕組が必要
- ・今後ますます人口規模・予算規模の縮小が予想されるため、「フルセット型の町づくり」から他市町との連携による行政サービス維持へのシフトも検討すべき
- ・都道府県に対しては、市町間連携における調整機能や専門性の高い事務代行制度の導入を期待する

### ○過疎地域の意義・担うべき役割について

- ・国土保全、環境の維持・保全、農林水産業など第1次産業の担い手
- ・自然や伝統文化、歴史などの都市部にはない価値を有する多様なライフスタイルの実現の場
- ・国全体の課題となる人口減少・高齢化問題の先進地域として「持続可能な社会づくり」のモデルを提示する役割

### 第3回研究会（令和元年9月2日開催）

#### ○過疎地域における地域コミュニティの状況について

##### 《地域コミュニティ設定単位》

自治会単位、小・中学校区単位、旧村単位 等、地域の実情に応じて設定

##### 《市町における地域コミュニティへのサポート内容》

- ・自治会活動支援、夢プラン作成サポート（人的・財政的支援）
- ・協議会への車両貸出し
- ・地域おこし協力隊や集落支援員の配置による地域づくり支援 等

##### 《地域運営組織の立ち上げや運営に当たっての課題》

- ・ノウハウの確立
- ・担い手不足解消のための交流人口の拡大や地域内外からの人材活用
- ・活用資金の確保、多用かつ持続可能な活動に必要な法人格の取得等
- ・地域のニーズの的確な把握（既存の組織ではなぜ対応できないかという問題の把握）

#### ○地域指定について

- ・一部過疎地域に指定されている地域よりも人口減少率や生活インフラ普及率等において厳しい状況に置かれている地域があり、特に状況の厳しい地域を指定地域に追加する等の措置が必要

### 第4回研究会（令和2年1月29日開催）

#### ○地域指定について

- ・地域指定の範囲は、現行の市町村域での指定単位を基本としつつ、特に疲弊が著しい地域を、例外的に市町村域より狭い範囲で指定する構成が望ましい
- ・「昭和の合併前の市町村」が小学校区とほぼ対応しており、市町域より狭い指定地域の範囲として妥当

##### 《市町域より狭い地域指定についての課題》

- ・昭和の合併前市町村について、平成7年から平成27年の20年間の人口減少率は把握可能だが、平成7年より前については、把握不可能な場合がある

##### 《その他静態要件の検討について》

- ・人口密度は地域差が大きく、指標とする方法についてさらに研究する必要がある

#### ○集落対策の方向性について

- ・集落支援員は、求められるスキルが高い一方、報酬が低く待遇が十分ではない
- ・集落支援員のスキルアップを図る研修や情報交換を図る機会が必要

#### ○地方公務員の副業について（意見聴取）

#### ○特定地域づくり事業協同組合について（情報提供）